

産蒸気船凌風丸が完成した。船体・汽罐ともに三重津で作られ、佐賀藩の技術レベルが非常に高かったことを物語っている。田中近江・福谷啓吉・兵働忠兵・丹羽雄九郎・橋本和助などの精煉方を中心とする技術陣である。

慶応二年五月に佐賀藩は蒸気船皐月丸を購入したので、電流丸・飛雲丸・甲子丸・晨風丸・凌風丸・皐月丸の洋式船が佐賀藩の旗をなびかせながら三重津に出入りしていた。佐野常民は慶応三年、パリ万国博に参加、明治新政府のもとで実績を生かして日本海軍創設に努めたが、藩閥の勢力争いで海軍を追われ、のち、日本赤十字社の設立、絵画共進会などの美術の保護奨励に努めた。

川副は三重津に日本最新鋭の蒸気船、早津江の商家の家並と倉庫、広々とした水田、そして漁業が営まれ、住民達は苦しい生活の中で、早津江の志賀神社、犬井道の海童神社・東古賀の淀姫神社・中津の巖島神社・大詫間の松枝神社の祭礼や浮立は村人の心を結びつけ、また楽しませ、近代への明るい希望を持たせたであろう。

- (1) 直正公伝
- (2) 続徳川実記によると十一月九日に処分が決定した。長崎奉行曲淵甲斐守によって二十四日に申渡されたのであろう。
- (3) 直正公伝
- (4) 刀鍛治(肥前忠吉)
- (5) 直正公伝
- (6) (7) 「御内見」伝習員主席佐野栄寿左衛門建白書とある。
- (8) 百馬力 六ノット 八百トン 砲二十一門 砲艦(直正公伝)
- (9) 前出の弥富家榎おろし帳にみられる観光丸方はこの船で弥富家は三百両を用立てている。

## 近代

近代は一般的に幕藩体制の崩壊した明治維新以降をさしているが、維新の始期を天保年間(一八三〇～一八四三)とするか、嘉永六年(一八五三)のペリー来航以降とするか、さらにそれ以後にするか諸説一定していない。本稿では慶応三年(一八六七)の大政奉還より、明治、大正期を経て、昭和二十年代末の町村合併までの時代を「近代」として取り扱い、村政の移りかわりを中心に眺めていくことにする。

### 一 明治前期(明治二十年) — 近代社会の成立

#### (一) 明治維新と佐賀藩

##### 1 明治維新

慶応三年(一八六七)十月十四日、將軍徳川慶喜の大政奉還につづいて、十二月九日、朝廷は王政復古の

直正は四十八歳で隠居（一八六一年）したが次の藩主直大は未だ十六歳で前藩主としての直正の発言や行動が藩論を左右した。

文久三年（一八六三）八月十八日の政変で公武合体派のクーデターが成功し長州勢力が京都を追われた。直正は十月に「公武合体・挙国一致」を朝廷に建言した。長州藩の処分はゆるやかにすべきだと考え、また薩長の反目をやめさせたかった。

そのころ藩内の尊攘派の志士たちは、藩主を京都に引き出し討幕に利用しようとしていた。直正は動かなかった。將軍家斉の娘（盛姫）婿という有利な条件もあって幕府から財政的援助その他の恩恵を受け、そのうえ諸藩との姻戚関係（直正の姉猶姫が伊達宗城の内室、直正の次女宏姫は細川家の嫡子と婚約、松平慶永は直正夫人の兄）もあったことが、直正のブレーキとなったのか、性格的に慎重すぎて優柔不断であったのか、周囲から笑



鍋島直正公

力者と見做され期待されながら、肝心な時に積極的な動きをみせなかった。

元治元年（一八六四）一月、公武合体の参与会議には、招請されたが病気のため出席できなかった。参与会議のなかでは主導権を握った慶喜に対する雄藩の反発があり、横浜鎖港をめぐる幕府と薩摩の対立から、三月に参与会議は解体してしまった。そして朝廷と雄藩連合の組合わせである公議政体派ができた。

慶応二年（一八六六）には薩長同盟が成立し討幕運動が大きく進展する基盤となったが、直正の目立った動きはなかった。江藤新平や大隈重信らの進言や活躍も、佐賀藩を薩長土とらんで討幕の表舞台に立たせることはできなかった。

大政奉還の幕府への建白も、慶応三年六月に大隈らの努力で佐賀藩内で論議されながら土佐藩に先をこされてしまった。

同年十月十四日の大政奉還後、朝廷側から上京を求められながら、直正も藩主直大も延期願いを出して応じなかったため、十二月九日の王政復古令が出された夜の小御所会議にも出席できなかった。

激しい時勢の急転に、ただ一藩の独立維持だけが、直正や藩主の至上責務として慎重を期させていたのであるうか。

慶応三年十二月下旬に先発した佐賀藩兵も翌年一月七日に出発した藩主直大も、京都の情勢をうかがって、途中しばし足を止めた。

佐賀藩が討幕側として旗幟を鮮明にしたのは鳥羽伏見の戦いで薩長軍が勝利をし討幕派の指導権が確立したあとからである。



鍋島直大 公

積極的に動員体制をとり戦局を有利に導く活躍をしたことにより、それ以後の維新政府内における佐賀藩の地位、評価を高めることになった。勿論、幕末から倒幕派として活動してきた副島、大隈、江藤らの努力も高く評価されるようになったのである。

慶応四年（明治元年一八六八）二月二十二日、藩主鍋島直大が新政府の議定（兼外国事務局次官）となり、つづいて三月には、前藩主直正が議定（兼軍防事務局次官）となった。同年閏四月二十一日、政府の政治組織を定める政体書が発表され、議政官という最高の国政審議機関ができると、大隈・副島・大木喬任らの藩士は、藩主直大と同格で参与職についている。

ところで戊辰戦争の終結によって新政府による国内統一の基礎は一応できたが、問題はこれからであった。太政官制による中央政府の統治機構はできたが、全国の諸藩はいままでどおり大名が支配していたから、新政府の

政府は、太政官政府を樹立し、実質的な全国的統治権を掌握するためには、早急に戊辰戦争に勝利して内乱を収束することが必須の前提であった。佐賀藩は三支藩を含めて四千七百十一人（西日本地域の出兵数の五〇％以上にあたるといわれる）もの藩兵を動員し、自慢のアームストロング砲によって上野戦争や会津城攻撃に大活躍をした。さらに戊辰戦争最終段階の箱館戦争には中牟田倉之助ら佐賀藩の海軍も参加して活躍した。このように佐賀藩が戊辰戦争に

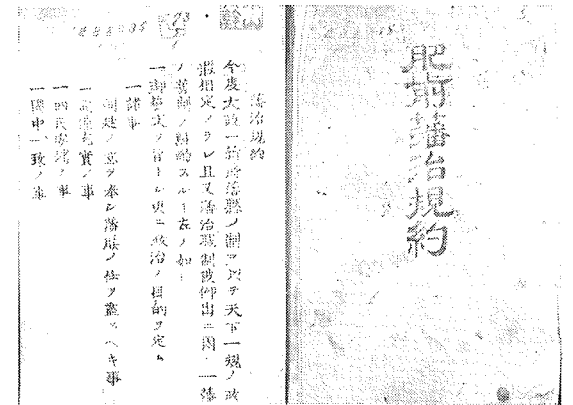
財政は乏しく、兵力も備わらず、全国統一の政治を行うことはできなかった。それに中央政府や各藩当局にとつて戊辰戦争から帰ってきた藩兵をどうしまつするかで頭をなやまさせなければならなかった。幕藩体制の中で武士階級の下下の秩序は幕末には崩れかけており、そのうえ、洋式装備をとり入れた新しい藩兵制で国内統一戦に勝利を取めた藩兵たちには、新しい社会意識が生まれていた。それは時代の変動に対する不安や、現状への不満としてしかあらわれなかったにせよ、ほおってはおけない力となりつつあった。藩主や重臣たちのなかには、將軍から朱印状をうけてきた領地を、いったん天皇に返しあらためて再交付してもらおう形をとることで、自分たちの支配を権威づけようと考える者がでてきた。もともと倒幕に加わった藩士や藩主たちも、幕府は倒しても封建制度を廃止することまで考えてはいなかった。しかし新政府が対内外的危機をのりこえて日本を統一国家として維持していくためには、中央集権的な近代国家を誕生させなければならず、そのためには、封建制度に手を付けなければならなかった。

## 2 版籍奉還と藩治規約

まず明治元年（一八六八）十月に藩治職制を制定した。これは諸藩の職制に一つの基準をもうけて統一し、藩政改革をおして古い藩政をつきくずし、政府の統制力をつよめようとするものであった。

さらに、廃藩の前段階として、中央政府の指導者木戸孝允、大久保利道らは、版籍（土地と人民）を朝廷に返す形をとることが諸藩に対する統制上必要だと考えてその実現を画策した。

明治二年一月、薩長土肥四藩主の版籍奉還建白書が出され、他の諸藩もそれにない、同年六月には、版籍奉



肥前藩治規約 (県立図書館蔵)

還の申し出がゆるされて藩主は藩知事に任命された。形式的には天皇の一方長官となったわけである。

こうしたなかで佐賀藩では、戊辰戦争から帰った藩士たちや藩校弘道館の学生たちによって軍政改革の要求を含めた藩政改革の声が高まり、藩主直大は、副島種臣らによって版籍奉還をせまられた。直大は版籍奉還建白書を上提した後、明治二年二月、江藤新平、副島種臣を伴って帰藩し、藩政改革に着手した。

江藤と副島は、政府の「藩治職制」をもとにして佐賀藩の「藩治規約」を定めた。それによると、

今度大政一新、府藩県の制を以て天下一規の政体相定められ、且又藩治職制仰出さるるにより、一藩の旧制を斟酌すること左の如し。

- 一、御誓文を旨とし、更に政治の目的を定む
- 一、諸事 朝廷の意を奉じ藩屏の任を盡すべき事
- 一、武備充実の事
- 一、四民安堵の事
- 一、国中一致の事

- 一、公義を立る事
- 一、文明を進むる事

右六ヶ条を目的とし、目的に因って規制を立て、条々並行して悻らず、大小の事務を挙げんを要すべし

と序文に改革の大綱が示されているが、「一藩の旧制を斟酌」しながら「朝廷の意を奉じ藩屏の任を盡す」とあるのを見ると藩体制を打破するところまでは考えていないようである。

藩庁の職制は評定局、郡政局など「九局職制」によることとし、藩知事は郡政局の長官であり、その下に市令(旧町代官)と郡令(旧村代官)とがおかれ行政、教化、産業奨励、徴税、訴訟などをつかさどった。

江藤新平は、藩政改革にあたり江戸鎮台判事を辞して佐賀藩権大参事となり、直正と副島種臣が江戸へ立った明治二年三月末以降は参政として改革を一手に引受けたのであったが、翌年九月には東京で太政官制度局の中弁として民法編さん会議を主宰した後、司法卿として司法制度の整備に活躍した。

江藤は「藩治規約」のもとに、「民政仕組書」をまとめ、藩政改革の具体的な実施をはかったが、実施された期間は廃藩置県までの短い一、二年間であつたとおもわれる。

## (二) 廃藩置県と佐賀の乱

### 1 佐賀県の誕生

版籍奉還がおわると政府は官制の改革を行って議事機関として設けられていた上局を廃して集議院を置いたが明治三年九月には閉院してしまった。もはや諸藩の世論をきく会議は必要としないまでに新政府の力が強くなったためである。

明治二年七月、職員令の制定により、神祇官が太政官の上位におかれ、右大臣以下参議と各省の長官・次官は、親王・公卿と薩長土肥藩出身者がほとんど大部分を占めた。

祭政一致のたてまえで天皇の權威をもちあげ、天皇と直結する公卿の背後で、藩士出身の官僚が実権をにぎり、こうした政府権力で藩制廃止による実質的な統一国家の実現の方向がす、められることになる。

政府は廃藩置県に先だって、薩長土三藩から一万人の兵を集めて天皇直属の親兵とし、東京を固めた。

明治四年七月十四日、在京の諸藩知事が召集されて、廃藩置県の詔書が出された。

藩を廃して全国を三府三百二県とし、中央から派遣される府知事・県令に治めさせ、旧藩主は家禄（藩の実収高の十分の一）と華族の身分が保障され、東京に居を移させられた。

幕末から戊辰戦争を経て諸藩の財政は窮乏し、負債をかかえて版籍奉還後の藩政改革でも苦境を脱しきれない

状態であった。一地方官となっていた藩主勢力はもはや廃藩に抵抗することもなく、この大改革は静穩のうちに完了した。

こうして佐賀地方でも本藩・支藩・その他の藩や幕領がそれぞれ県と改められ、佐賀県、小城県、蓮池県、鹿島県、唐津県、厳原県（田代・浜崎地方）、長崎県（厳木・大川野地方）の七つにわかれて県が成立した。

その後、県の統廃合はめまぐるしく、同年の十一月には全国で三府七十二県となり、やがて市町村制が公布された年の明治二十一年十二月には三府四十三県になる。

佐賀地方でも廃藩置県の五カ月後には、すべて統合されて伊万里県となった。その前に人心を一心するためとお願い出て県庁を伊万里へ移している。

初代県令には山岡鉄舟（鉄太郎・千葉周作門下の剣客、江戸開城には勝海舟の使者として活躍、維新後新政府に仕え侍従・宮内少輔など歴任）が任命され赴任（明治五年一月二十五日～二月二十四日）したが、なすこともなく免官となっている。

その後、県令代理の古賀一平、林友幸などが県治に当たったが、五月三日多久邑主多久茂族が伊万里県令になり、県庁を佐賀へ移し佐賀県と改称することを願い出て許され、佐賀藩庁を県庁として佐賀県が再び成立した。

### 2 新政府の諸改革

#### (1) 四民平等

版籍奉還から廃藩置県にかけて、幕藩体制の秩序は、さまざまな面で破壊された。

政府は版籍奉還とともに、士農工商の封建的身分制度を廃止して、華族（公卿・藩主）・士族（幕臣・藩士）・卒（足輕以下の下級武士）・平民（農工商）に区別し、明治四年には卒は士族と平民に吸収されて、華族・士族・平民の三つになった。これと同時に、平民に苗字を許可し、華・士族と平民との間の結婚や職業選択の自由を認めるなど、いわゆる四民平等の原則をさだめた。

これにより社会制度・組織は一新し、従来の支配者・被支配者は等しく国民として国家に統一されたが、華・士族は家禄による経済的特権を持ち、現実の社会生活のうえでは、封建的な因習が残るとともに、新たに官尊民卑の風潮が生まれた。

## (2) 徴兵令

その次に政府は近代的兵制の編成に着手した。東北（仙台）・東京・大阪・鎮西（熊本）に鎮台を設置し、翌年兵部省を陸軍省と海軍省に分離し、さらにその翌年の明治六年（一八七三）一月に徴兵令を制定した。

### 徴兵告諭（抄）明治五年壬申十一月二十八日

（前略）然ルニ太政維新列藩版図ヲ奉還シ、辛未ノ歳ニ及ヒ遠ク郡県ノ古ニ復ス、世襲坐食ノ士ハ其禄ヲ減シ刀剣ヲ脱スルヲ許シ、四民漸ク自由ノ權ヲ得セシメントス、是レ上下ヲ平均シ、人權ヲ齊一ニスル道ニシテ、則チ兵農ヲ合一ニスル基ナリ、是ニ於テ士ハ従前ノ士ニ非ス、民ハ従前ノ民ニ非ス、均シク皇國一般ノ民ニシテ國ニ報スルノ道モ固ヨリ其別ナカルヘシ、凡ソ天地ノ間一事一物トシテ税アラサルハナシ、以テ國用ニ充ツ、然ラハ則チ人タルモノ固ヨリ心力ヲ尽シ國ニ報セサルヘカラス、西人之ヲ称シテ血税ト云フ、其生血ヲ以テ國ニ報スルノ謂ナリ、（後略）

①明治四年

徴兵令は満二十歳の男子を徴集し、国民皆兵をたてまえたしたが、各種の免役規定があり、官吏や戸主、代人料金二七〇円（米価を基準に現在の金に換算すると約三四万円）を納めた者には免役が認められた。そのため実際には農家の次男以下が多く徴集されることになり、働きざかりの若者を徴兵でとられることは痛手であった。そのうえ民衆をもっと刺激したのは告諭の中にあつた兵役を「血税」と表現した言葉だった。兵役は若者の血をしばりとるのだと誤解され、民衆の激しい反発をひきおこし、いわゆる血税一揆が各地におこつた。「徴兵・徴役一字の違い、腰にサーベル、鉄鎖」とうたわれ、養子縁組によつて徴兵を逃れる者もあつた。

徴兵制度は士族にも不人気であつた。国民皆兵は、武士だけのものではなかつた軍務を一般に解放することであり、武士の特権を奪うことでもあつた。百姓・町人と一緒にされることは不満でたまらなかつた。政府からみれば、軍務を解かれた武士はもはや不用であつた。武士の特権はつきつきに奪われた。明治四年には斬髪、廢刀随意との布告が出され、いわゆる切り捨て御免が禁じられた。武士の魂であつた刀は十っぱひとからげで売られ、包丁のねだんと同じになつたという。

## (3) 秩禄処分

武士の最大の特権であつた家禄は、版籍奉還の時に大幅に削減され、廢藩置県によつて家禄の支給は政府から出ることになった。その総額は歳出の三分の一を占めて、国家財政上の大きな負担となつていた。そのため家禄処分が切迫した問題となり、明治六年（一八七三）、政府は、この対策として、士族の農商業に従事することをすすめる、その資金として禄高の五カ年分を一時賜金として支給することにし、ついで家禄返還を願ひ出るものは、六カ年分の禄高を現金と公債証書で与えることとした。さらに明治九年には金禄公債を交付して家禄制度を



### 3 佐賀の乱

廃藩置県によって封建体制が崩壊し、徴兵令は武士による軍事力の独占を否定したため、士族は身分的特権を失ったばかりか、生活も窮迫した。失意の境遇に陥った士族たちは、その不満を明治政府にむけた。おりから政府の中では、岩倉具視、木戸孝允、大久保利通、伊藤博文らの欧米視察の留守中、西郷隆盛、江藤新平、副島種臣、板垣退助、後藤象二郎らの諸参議が、内政上の諸改革を次々とおし進める一方、対外出兵によって全国不平士族の不満を外に向けて解消しようとする征韓論を決定していた。木戸、大久保らが帰国すると、対外出兵より国内の整備がさきであるとして征韓派と激しく対立し、政府内の派閥権力争いになった。明治六年（一八七三）十月、決定をみていた西郷らの韓国出兵は、大久保らの策動で勅裁によってくつがえされた。そのため西郷・江

全廃した。（秩禄処分）  
士族のうち、帰農したり、官吏・教師になった者は恵まれたほうで、下級士族の多くは窮乏した。農商に従事して新も、「士族の商法」で失敗し、金禄公債を失うものも多かった。家財を売り、屋敷を手ばなし、家族が内職をしなが江ら、下級官吏の職にでもありつこうと仕官に奔走した。また一方では、不平士族として武力反乱や自由民権運動に走るものも多かった。

藤ら征韓派参議はいっせいに職を辞して野に下った。

征韓論の敗北に不満をいだく佐賀の士族たちは、明治七年（一八七四）二月、下野した江藤新平を首領とし乱をおこした。佐賀には、かねてから参議の江藤と連絡をもった征韓党と、政府の近代的諸改革に反対する憂国党があった。憂国党は旧藩を単位とする士族独裁政治を志向し、封建制度へ逆行せんとする性格があり、島義勇が首領であった。佐賀の乱については、すでに多くの著作が出ており、詳細にその経緯や性格についても論評されている。杉谷昭氏が分担執筆された佐賀県史下巻の「佐賀の乱」の項と、徳富猪一郎著近世日本国民史第八十九巻、佐賀の乱篇を参考にして経緯の一部を述べることにする。

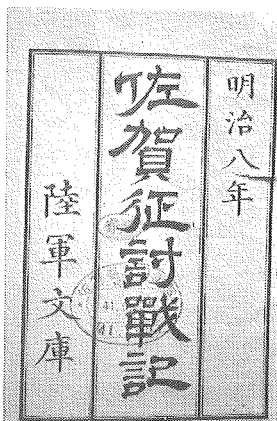
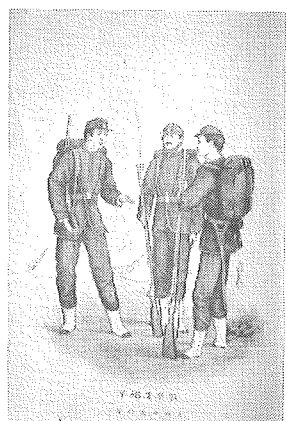
暴乱のおきた前年、佐賀地方においては六月に旱魃があり、十月に風水害に見舞われ、米価は暴騰した。さらに天然痘の伝染病まであって人心の動揺をきたした。

また、この明治六年には、西日本で農民暴動がこれまでより一段と続発し、地租、徴兵や学校設置により負担が重くなったことに反対し、反政府的、封建反動的な農民一揆となった。福岡県地方の農民暴動は三十万人が九カ月にわたる大規模なもので、隣接している佐賀地方にも影響を与えたであろうと考えられる。

佐賀県地方ではそのほか、加地子田畑処分問題があった。

明治五年一月の第一次処分が小作人の反対によって、明治六年には土地の七五％を小作人に与えるという第二次処分が行われ、地主側から積極的な反対運動が起こった。

参議大隈重信は、八月のはじめに、部下の岩村通俊を佐賀県権令として赴任させ、その際佐賀地方の地租改正にからむ問題や、家禄処分に対する不満、征韓派の動きなどをさぐって報告するよう内命したらしい。



佐賀征討戦記 (県立図書館蔵)

この当時のことを江藤が、副島・板垣・後藤宛に書き送った手紙がある。

以「急飛」申進候。去十五日午前八時頃、軍艦（乃母丸・舞鶴丸）二艘早津江着船、歩兵五六小隊上陸、午後三時頃より同七時頃まで、突然佐賀入城、戒嚴巡邏の模様嚴重。同十六日午前三時四十分頃、二の丸の放火を相圖、大砲小銃を以て攻撃。三の丸其外焼失、且小蒸氣船一艘分捕。午後三時頃より東西の圍を解き西北より劇撃するとも、城兵不下。十七日小銃の争を止め、大砲數門を以て攻撃候處、十八日午前九時三十分頃落城にて、東門裏門より城兵遁逃候。因て諸隊追撃、敵死するもの過半、捕縛せらるるもの五六十、尤も早津江、蓮池口等の調は、未だ相分らず。味方の死傷尤も寡少有之候。

して、拳兵を決意して「決戦之議」の檄文を發した。

岩村権令は、熊本鎮台兵とともに、海路佐賀にむかった。鎮台兵は陸路と海路の二手にわかれて、佐賀城をめざした。海路は、熊本県廻漕会社の汽船乃母丸と舞鶴丸に三百四十名が分乗し、乃母丸に乗船した部隊は、二月十五日、午前十時頃早津江に着岸、十二時頃早津江から陸路、佐賀城へ午後二時頃入城した。舞鶴丸はそれよりおくれ、午後八時早津江に着き、夜十二時頃ようやく佐賀入城、舞鶴丸は兵士を上陸させたあと、干潮のため出港できないでいるうちに、佐賀兵に拿捕された。

この当時のことを江藤が、副島・板垣・後藤宛に書き送った手紙がある。

以「急飛」申進候。去十五日午前八時頃、軍艦（乃母丸・舞鶴丸）二艘早津江着船、歩兵五六小隊上陸、午後三時頃より同七時頃まで、突然佐賀入城、戒嚴巡邏の模様嚴重。同十六日午前三時四十分頃、二の丸の放火を相圖、大砲小銃を以て攻撃。三の丸其外焼失、且小蒸氣船一艘分捕。午後三時頃より東西の圍を解き西北より劇撃するとも、城兵不下。十七日小銃の争を止め、大砲數門を以て攻撃候處、十八日午前九時三十分頃落城にて、東門裏門より城兵遁逃候。因て諸隊追撃、敵死するもの過半、捕縛せらるるもの五六十、尤も早津江、蓮池口等の調は、未だ相分らず。味方の死傷尤も寡少有之候。

九月二十四日、岩村通俊権令から大隈あての秘密書簡で、加地子田畑処分問題で、早津江に参集した地主たちの動きについては樂觀的な報告をしている。農民の動きよりも、家禄処分についての士族の動きが気になり、また憂国党が宝琳院に集會していたのを見て、「当県の一難事に御座候」とのべている。

士族階層の動向では、反政府派（憂国、征韓）、中立派（前山隊、宗龍寺派、攘夷党などとよばれた）、官軍應徴派、さらに大隈、大木、副島らの政府高官等に分類してみることができる。

反政府派のうち、もつとも多く、主流となったのは、政府改造を、みずからの社会的、経済的地位の没落を回復するために目途する憂国党であった。

佐賀の乱は、征韓論者の敗退、下野によって惹き起こされたというよりも、むしろ憂国党的保守性が、征韓問題を契機として、あるいは利用して、反乱の時を決定したとみるべきである。

征韓論に敗れて下野した板垣らは、民選議院設立を建白して大久保を中心とした政府の「有司専制」を攻撃した。これが自由民権論となって反政府運動を国民運動に成長させていく。江藤も民選議院設立建白に名をつらねたが、佐賀へ帰り、反乱軍の首領となってしまった。

明治七年の始め、佐賀征韓党の形勢不穩を知った太政大臣三条実美は、島義勇を帰県させ、これを鎮撫するよう内命した。島は、折から憂国党の面々から帰県を促されていた時でもあったので、さっそく帰途についた。

その途中、大久保利通に、佐賀県権令に任命され（一月二十八日）、任地へ向かう岩村高俊と同船し、政府の武力鎮圧の意を知って、決起を決心したという。

江藤は、長崎で島と会い、二月十三日に、佐賀へもどり、岩村権令が軍隊を率いて佐賀に赴任することに対抗



明治七年四月  
とあって、戸長を務めていた二人の士族が、一人は征韓党であって、一人は前山隊で行方不明になったので、乱後、後任の伺いを出していることがわかる。  
中島鼎藏（江藤と共に四国で捕えられ、斬刑された）の口供に「十六日、早津江・諸富辺へ四小隊を率いて佐賀に帰り、戦争の始末を江藤に報告す。」とあり、政府軍の上陸地点であった早津江から筑後川沿岸一帯は、陸路

- 明治七年四月  
戸長 秀 嶋 源 吾（印）
- 右記載之通ニ付右代左之人ニ被 命度奉存候事  
七大区二小区小ニ森村ニ長 古 賀 半 藏  
右同区西古賀村ニ長 西 村 藤 藏  
右同区三小区鹿江村ニ長 北 村 自 平  
以上
- 征韓党ニ而御用懸中 石井要之助  
西古賀村兼務村長  
十三大区二小区子ニ森村  
前山隊ニ而三藩県罷越 大坪嘉貞  
候末行衛不差分

村長跡役伺

士族と平民の割合

「明治 7年3月25日改 戸籍総計」より  
8年1月1日

村	年	戸数	士 族		平 民		人 員			士族と平民の割合 A / (A+B) × 100
			戸主(A)	家 族	戸主(B)	家 族	総 計	男	女	
早津江村 早津江間	明治7年	1,003	210	784	870	3,143	5,007	2,555	2,452	19.4%
	8年	1,126	148	793	866	3,131	4,934	2,490	2,444	14.6
富村 西古賀村	7年	779	119	484	704	2,814	4,121	2,171	1,950	14.5
	8年	879	97	408	753	3,100	4,358	2,307	2,051	11.6
江村 鹿井道中	7年	785	79	308	771	3,099	4,257	2,184	2,073	9.2
	8年	867	77	409	755	3,814	4,055	2,059	1,996	9.3
全 村	7年	2,567	408	1,576	2,345	9,056	13,385	6,910	6,475	
	8年	2,872	322	1,610	2,374	10,045	13,347	6,856	6,491	

右戦争の大略及御報知一候也。

二月十九日

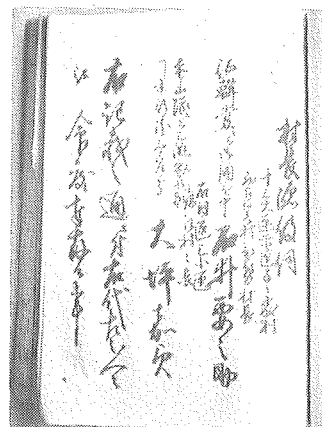
江藤新平

副島種臣殿

板垣退助殿

後藤象次郎殿

政府軍が早津江に上陸して佐賀城へ入る間、早津江をはじめ川副地方の状態が、どうであったのか、戦場になった記録はないので、戦火には罹らなかったとおもわれるが、騒然として、民心は不安をきわめていたであろうことは想像される。



たし、前山隊に加わって、政府軍の手引きをした者もいたようだ。

「戸副長已下辞令原書 明治七年三月己後」（県立図書館蔵）の中に、

伺 川副地方の士族は、「明治七年三月二十五日改、佐賀県管轄各小区戸籍職分総計」によると、長 四〇八人（戸主のみ）である。村 佐賀の乱当時、その中には憂国党や征韓党に組み合わせたものもい

の鎮台兵が三池―瀬高へと進んでいたこともあって、佐賀軍が警戒していたことがわかる。川副地方では、佐賀城攻めの砲声がかきこえ、いつ戦場になるかという不安が高まっていたにちがいない。

戦場は佐賀から神埼・三養基地方が舞台となり、一週間で反政府軍は敗北した。

二月二十三日、江藤新平及びその一味は、全軍を解散して、佐賀を逃亡した。薩摩・土佐も江藤に応ずることなく、三月七日に島義勇らが鹿児島で捕縛され、三月二十九日、四国の甲浦で江藤新平らが捕縛された。

佐賀の乱の処分は、大久保利通によって、用意されていたように迅速に片付けられてしまった。

四月五日に裁判所が佐賀に設置され、八日から審問が始まり、十二日には終わって、翌十三日に刑が執行された。死罪十三名、徴役十年―二年百五十名、除族二百三十九名等々、免罪一万二千二百三十七名、総計一万千六百四十七名、外に戦死割腹百七十三名であったという。

(川副地方出身者の佐賀の乱関係者についての詳細は各論の人物編を参照されたい。)

#### 佐賀の乱関係文献目録 (佐賀県立図書館蔵)

- 佐賀電信録 (神奈垣魯文編)
- 歩兵第十大隊佐賀県賊征討記 (小林著)
- 実録佐賀戦争 (峯英太郎著)
- 佐賀戦争追憶談 (村山長章著)
- 佐賀征討戦記 (陸軍文庫)
- 陸軍少将野津鎮台上申之戦記
- 佐賀県戦争達書・西肥追討聞見畧
- 佐賀動乱諸報告 (明治七年)
- 佐賀動乱記事 (明治七年)
- 佐賀戦記
- 佐賀戦争に関する記録
- 征討日誌
- 島義勇外四名取調書
- 佐賀の乱 (園田日吉著)
- 史論佐賀の乱 (杉谷昭著「九州人」抜刷)
- 佐賀の乱―その証言 (宮田幸太郎著)
- 明治内乱鎮撫記 (重松一義著)
- 佐賀県史 (下巻)

※明治行政資料の中に「兵火一件」その他の記録書類

### (三) 近代的諸制度の実施

#### 1 行政機構の近代化

版籍奉還と藩制改革によって、藩体制は大きくかわった。藩の行政と藩主の家政は切りはなされ、門閥によって家老などの藩の重職につく制度はなくなり、藩主のもとには、執政・参政・公議人がおかれ有能なものが登用され、議事所・集議所などよばれた藩議會も設置された。執政や参政は大参事・小参事にわり、藩士の禄は大幅にけずられて地方知行は廃され、すべて俸禄は米で渡されるようになったりした。

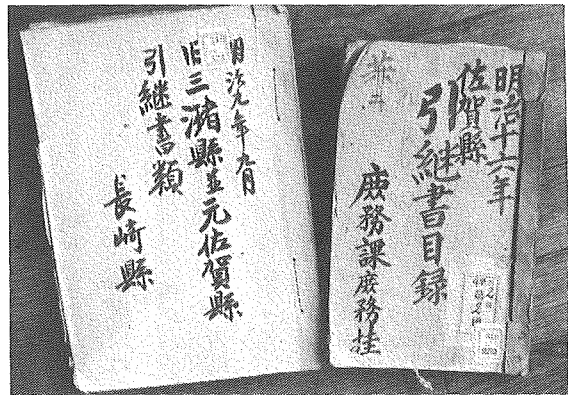
封建的知行の対象とされていた「村」も、自治行政の立場や、新たな税財政の立場からとらえられるようになる。

江藤新平らの藩政改革の時ににおける「村仕組」によると、

- 一、凡五六百石より二千石余迄の高少きものは二村三村を寄より一村とす、又他の産物多くして石入寡まき所、且は人別多き所は、凡二百戸をもつて一村とす。

とある。

幕藩体制は廃藩置県の実施によって完全に解体された。政府は「府県官制」(十月二十八日)につづいて十一月二十七日「県治條例」を制定して地方制度の改革をおこない中央集権的近代国家を実現していく。



旧三瀨縣並元佐賀縣引継書類 (県立図書館蔵)

川副地方は第七大区の第三小区に南里村が入り、第十三大区の第一、三小区に、のこりの村がわけられている。  
 明治八年になると県内は七大区に編成がえになり、いままでの郡が一大区になり、現在の佐賀郡・佐賀市は第一大区となり、さらにこれを九小区にわけ、現川副町は第四小区になっている。  
 さらに、三瀨県・長崎県とかわるにしたがって、小区はそのままで大区の数がかえられ佐賀郡は三瀨県時代第十七大区、長崎県になって

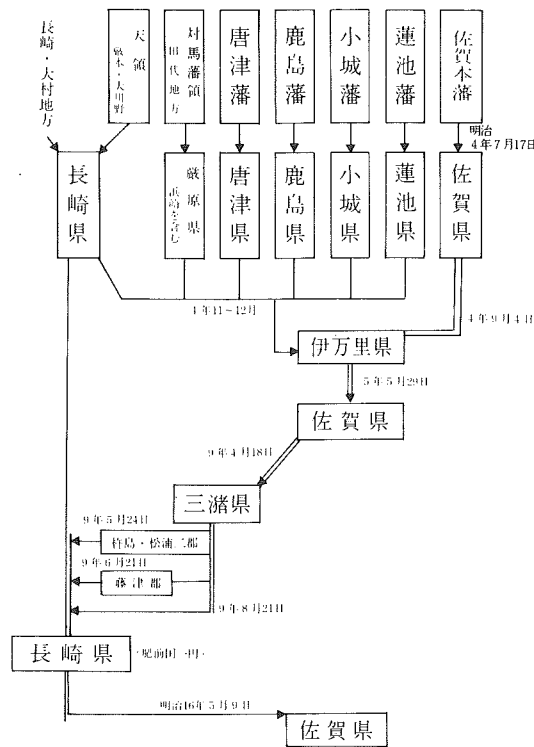
明治五年に一県に統合された佐賀県が九年には三瀨県と長崎県へ編入され、さらに三瀨県が廃されて長崎県に組み入れられ、十六年まで独立した県にならなかつたのは、やはり佐賀の乱に対する政府の配慮もあつたろう。ところで明治四年四月、廃藩置県にさきだつて戸籍法が發布され、これにより府県下の行政区画も改められることになつた。

佐賀県においても戸籍法にもとづき四年七月に達書を出し「戸籍編成区画設置」と「戸長撰任」の方法を定めて、県内を三十四の大区にわけ、さらにそれを二、三小区にわけた。

小区は五、十組からなりたつていた。  
 この区分けは、いままでの郷村や町をもとにしながらも、現実の住民の生活範囲よりは頭数をそろえて戸籍検査の便宜の上から編成されたようである。

(1) 行政区画の変遷

廃藩置県による佐賀地方の県制の変遷を簡単に表示すると左の図のとおりである。



県の廃合は佐賀地方だけでなく、全国的におこなわれており、三府三百二県が年末には三府七十二県、九年には三府三十五県にまとめられている。藩制をつきくずし新しい地方自治体を組織していく過渡期としてやむをえない面もあつたろうが、それにしてもめまぐるしいものであつた。

第四十大区となっている。

明治十一年、郡区町村編成法の制度により大区・小区制は廃され、さらに明治二十二年、市町村制の施行によつて九カ村が合併され、中川副村・大詫間村・南川副村・西川副村の四カ村になった。

そのあと、四カ村の時代が六十七年間続き、昭和三十年四月一日、中川副村・大詫間村・南川副村の三カ町村と、翌三十一年九月三十日、西川副村の合併により現在の川副町が誕生した。

明治初年から、明治二十二年、市町村制施行までの間の行政区画の変遷を、川副地方関係の分について、簡単な年表と、資料をあげておくことにする。

明治初年 川副代官所(三重)所轄

川副上郷(南里・野々古賀・坂井)

川副下郷(右以外の地域)

// 4・7・14 佐賀県

// // 9・4 伊万里県

// // 12・ 七大区三小区 南里村

// // 十三大区一小区 早津江津・早津江村・大詫間

// // 二小区 西古賀・子々森・福富

// // 三小区 田中・鹿江・犬井道

// 5・5・29 佐賀県と改称

明治8・3・10 第一 大区四小区に全村入る。

// 9・4・18 三瀧県第十七大区四小区となる。

// // 9・8 長崎県第四十大区四小区となる。

// 11・7・22 大・小区制廃止

// 16・5・12 佐賀県、長崎県より分離独立

// 17・6・21 戸長役場所轄区画及び位置定まる。

// 早津江津(早津江津・早津江村・福富村)

// 大詫間(大詫間村)

// 犬井道(犬井道村・鹿江村)

// 南 里(南里村・西古賀村・小々森村)

// 22・4・1 市町村制施行

// 中川副村・大詫間村・南川副村・西川副村の四村となる。

(資料1)

郷村区別帳、地租改正掛(県立図書館蔵)

七大区三小区 一、光法村:(中略):

一、南里村(東南里・西南里・坂井・野々古賀)反別百八拾五町八反拾壹歩

一、新郷村(八田分・下武分・袋分)同 百四拾壹町五反五畝廿九歩半

一、木原村（江上分）反別百五拾七町六反四畝拾壹歩  
十三大区一小区

一、早津江村（上早津江・中津村・吉村上分・同下分）同 貳百拾四町八畝廿壹歩

一、早津江津 同 拾壹町五反壹畝拾貳歩

一、大詫間村 同 貳百四拾町六反壹畝七歩

同二小区

一、子々森村（廣江津・新津）同 貳百三拾町六反拾歩半

一、西古賀村（鯉江村・船津村）同 百六拾九町八反八歩半

一、福富村（東古賀・米納津分）同 百八拾七町八反八畝廿七歩

同三小区

一、鹿江村（咥分・元配分）同 貳百貳拾五町三反八畝三歩

一、犬井道村 同 貳百拾八町九反貳畝拾七歩少々半

一、田中村 同 貳百貳拾三町八反少々半

合反別三千百四拾町九反貳畝

貢米二万六千六百六拾三石四斗二升二杓

合反別と貢米は十三大区の分の合計である。七大区三小区の南里村を合わせた川副地方の合計を試算すると  
川副地区合反別 一、八〇八町四反一畝二七歩

貢米 一二、三三〇石七升（推定）

（資料2）

各大小区村名反別貢米戸数人員明細簿（県立図書館蔵）

第四小区米納津扱所ヲ置

福富村 米納津村・東古賀村

南里村 西南里村・坂井村・野々古賀村

小々森村 道免村・鹿江村

犬井堂村 田中村

早津江村 上早津江村・吉田上分・吉田下分・中津村・北早津江村・中早津江村

大詫間村

早津江津 南早津江村・新搦津

鹿江村 咥分村・元配分村

西古賀村 鯉江村・船津村

反別千九百拾町三反七畝七歩五厘

貢米壹万貳千三百五拾七石七斗七升壹合五勺

戸数貳千七百八拾九戸 人員壹万三千七百拾貳人

（資料3）

県達書（県立図書館蔵）

今般別紙之通区画ヲ改正シ役員配置候條自今諸願伺届等其小区内扱所エ差出シ正副戸長ノ奥書ヲ取り直ニ県庁エ可差

出最毛従前ノ大小区々長村長筆生小使等ハ一切廃止ノ義ト可相心得此旨管内無洩相達候也

明治八年三月十日 佐賀県令 北島秀朝

新置大小区画並小区扱所部内村名

第壹大区 佐賀郡壹円

第一小区 松原名二扱所ヲ置キ左ノ九箇村ノ事務ヲ扱フ

佐賀村・町 牛島村 大財村

神野村 袋村 木原村

本庄村 多布施村 厘外津

第二小区 嘉瀬津二扱所ヲ置キ左ノ九箇村ノ事務ヲ扱フ

嘉瀬津 八戸村 中原村

十五村 萩野村 久保田村

新田村 久富村 徳万村

第三小区 中飯村二扱所ヲ置キ左ノ九箇村ノ事務ヲ扱フ

中飯盛村 下古賀村 田中村

高太郎村 相応村 末次村

鹿子村 厘外村 有重村

第四小区 西古賀村二扱所ヲ置キ左ノ九箇村ノ事務ヲ扱フ

福富村 南里村 西古賀村

小々森村 犬井堂村 早津江村

大詫間村 早津江津 鹿江村

第五小区ノ第九小区 略

第二大区 神埼郡 四小区

第三大区 基肆養父三根 五小区

第四大区 小城郡 五小区

第五大区 松浦郡 十二小区

第六小区 杵島郡 六小区

第七小区 藤津郡 五小区

(資料4)

長崎県布達(県立図書館蔵)

甲第一二二号

今般太政官第十七号公布ノ旨ニ依リ従来ノ大小区画ヲ廢シ更ニ別紙ノ通り郡区ノ制相立テ郡二郡長区ニ区长ヲ置キ郡区内ノ行政事務取扱候條此旨布達候事

明治十一年十月廿八日 長崎県令内海忠勝

(別紙)

佐賀郡 郡内佐賀町二郡役所ヲ置キ郡内一円(七十九ヶ村)ノ事務ヲ取扱フ……

南里村・西古賀村・小々森村・鹿江村・犬井道村・福富村・早津江村・早津江津・大詫間村

(資料5)

佐賀県布達(県立図書館蔵)

甲第七十一号

町村戸長役場所轄区画及び位置左ノ通相定候條此旨布達候事

但本文ニ関スル従前ノ布達々ハ総テ廃止ス

明治十七年六月廿一日 佐賀県令 鎌田景弼

佐賀郡

水ヶ江町	東田代町	松原町	役場位置	水ヶ江町
与賀町	赤松町	西田代町	全	与賀町
米屋町	元町	白山町	〃	米屋町
岸川町	伊勢屋町	.....	(中略)	.....
南里村	西古賀村	小々森村	全	南里村
犬井道村	鹿江村	.....	全	犬井道村
早津江津	早津江村	福富村	全	早津江津
大詫間村	.....	.....	全	大詫間村

## (2) 戸籍法と戸長制度

前にも述べたとおり、明治維新の新政府は廃藩置県に先立って明治四年四月に戸籍法を定めた。統一的な国民

支配のためには、国民の一人一人の住所・氏名・年齢などを確実に政府が掌握し、地方の末端まで行政の網の目をいさわたらせるようにしなければならなかった。それまでは、武士・町人・百姓などそれぞれ身分ごとに作製されていた戸籍を根本的に改めて、行政区画を定め、居住する屋敷に地番号をつけて編成することにした。この戸籍法が廃藩置県を経て明治五年二月一日から全国いっせいに施行された。五年の干支をとって壬申戸籍とよばれ、その後わが国の戸籍台帳となるのである。

封建的身分制度は廃されて、四民平等となったというものの、皇族・華族(公卿・諸侯)・士族・平民の称号は残されていた。

戸籍編成上の必要から設けられた新しい行政区画である大区・小区・組には戸長・副長・組長が置かれた。佐賀県における戸籍法にもとづく達書(明治四年七月十五日)によると、

今般御達候戸籍編製ノ儀ハ人民ヲ保護安堵セシメン為ナレハ管内地方ニ於テ豫メ区画ヲ建テ隣里郷党ノ制ニ随ヒ一夫モ其業ニ安セサルナク鰥寡孤独モ其所ヲ得サルナク専ラ治製錯雜ノ弊ヲ除キ普ク上下ノ情実通達スルヲ旨トス故ニ一郡ヲ分チ凡二千戸内外ヲ以テ一大区トシ八百戸或ハ千戸ヲ以テ一小区トシ百戸或ハ五十戸ヲ以テ一組合ト定メ地方ノ広狭村邑ノ接続其宜ニ随ヒ或ハ二里三里ヲ以テ境界ヲ建テ以テ検査ノ便ヲ得ルヲ要トス  
管内分テ三四大区ト定、大区分テ二小区或ハ三小区ト定、小区分テ五組或ハ十組ト定メ戸長副長組長等ヲ置キ戸籍ノ事ヲ分掌セシム(「官省進達」明治四年 県立図書館蔵)

とあり、戸長副戸長の選任については、同年の『銓衡公文記録』の中に、「組長、庄屋町役等ヨリ兼任」

戸長副長人撰之事

右者今般戸籍御編制付六番大区戸長其外左之人々書越之通被命方二者有御座間敷哉猶宜被置御吟味候已上

六番 水町恕助

七番 石田神之助(南里村を含む第七大区)

……………略

拾三番 水町敬藏(川副地方の第十三番大区)

拾四番 小川長兵衛

右者戸長

六番 (……………略……………)

齊藤小平

七番 伊東嘉右衛門

石井精助

……………略

拾三番 村岡五郎三郎

副嶋助之允

……………略

右者副長

以上

辛未八月朔日 当番 小参事(印)

とあって、各大区ごとに戸長一名、副戸長二名から四名が、小参事から県令に上申して任命されていることがわかる。

戸長は戸籍編成事務を行うことが最も重要な仕事であったが、五年四月には、従来の町村役人である大庄屋・名主・年寄りなどの名称を廃して、みんな戸長・副戸長と改められ、いままで町村役人が取り扱った事務はもちろん、新しい戸籍のほか土地・人民に関するいっさいのことを取り扱うようになった。

この戸長制度については『佐賀県議会議史』(上巻)にくわしく述べられているが、それによると明治七年には官吏に準ずるものとなり、明治十一年に戸長公選制、さらに明治十七年には公選された三〜五名の中から県令が選任すること(官選)になった。

戸長制度の変遷とともに、戸長の村総代人としての性格が失われて次第に官吏化していった。すなわち、地租改正・学事・徴兵事務など、政府の施策実現の最末端における行政担当者の役割を果たしたのである。

明治十一年の郡区町村編成法の制定に伴う戸長制度について、長崎県布達には次のように定めている。

長崎県布達 (県立図書館蔵)

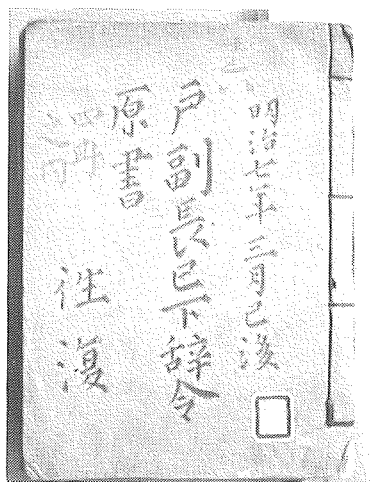
第一二三号

今般郡区制改定ニ付各町村ニ戸長ヲ置き町村内之事務取扱候條……………(略)

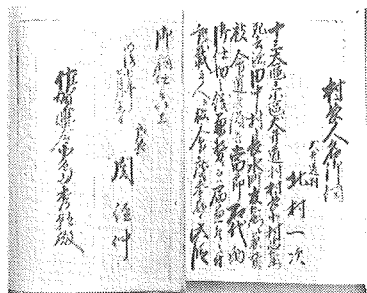
明治十一年十月九日

〔戸長総則〕





戸副長已下辞令原書

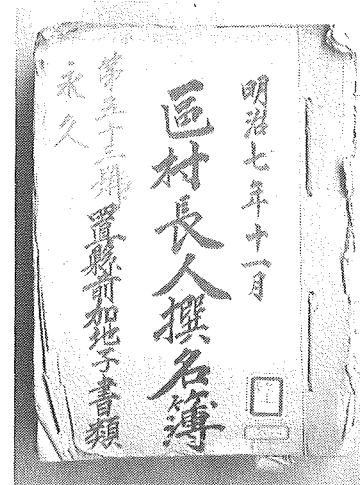


村長人名御伺

犬井道村 北村一次  
 十三大区三小区犬井道村、  
 長北村忠右衛門死去跡田中  
 村、長水町友右衛兼務被命  
 置候得共當節石代納御仕切  
 之儀兼務二而八届兼候二付  
 記載之人江被命度此段奉伺  
 候已上

と記載されている。さらに「戸副長已下辞令原書」の中には、  
 村長人名御伺

- 早津江村 野田藤藏
- 同 二小区 西古賀村 西村藤藏
- 子々森村 中島久之助 黒田又七
- 福富村 横尾傳吾
- 同 三小区 田中村 兼 犬井道村水町友右衛門 内田藤次
- 鹿江村 北村自平
- 犬井道村 免 北村十次 力久讚平



区村長人撰名簿

- 第一 戸長ハ毎町村又ハ数町村ニ志名ヲ置クモノトス
- 第二 戸長ハ行政事務ニ従事スルト其町村ノ理事者タルト二様ノ性質ヲ帯ル者ニシテ郡区長ノ指揮監督スルトコロナリ
- 第三 戸長ハ其町村人民ノ公選ニシテ郡区長ノ具状ニ依リ県令之ヲ命ス
- 第四 戸長ノ在務期限満三年……月給・地方税ヨリ之ヲ支給……一等六円、二等五円

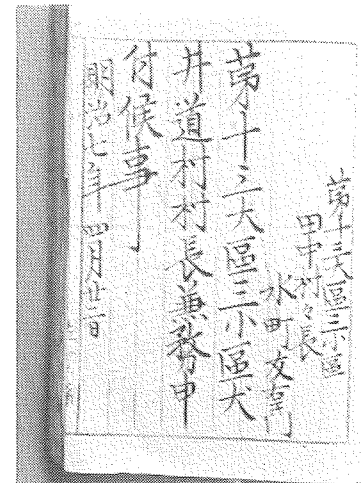
〔戸長撰挙規則〕

第一 撰挙人ハ其町村本籍ノ男戸主満廿歳以上ノ者ニ限ル  
 ……………被選挙権男戸主満廿五歳以上……………

右の戸長総則第二條にも、戸長が行政官と村総代の理事者として二重の性質をもつことを、はっきりと示している。

ところで、川副地方ではどんな人たちが戸長になったか、明治七年十一月に作製された「区村長人撰名籍」（県立図書館蔵）によると、

- 七大区三小区 南里村 庄司曲秀
- 十三大区一小区 早津江津 免 渡瀬良藏 坂田儀一
- 大詫間村 中尾忠兵衛



戸長辞令

明治七年 戸長  
 七月十三日 関 経伸  
 佐賀県令北島秀朝殿  
 とあつて、大井道村村長は、北村忠右衛門が任命されていたが、死後、田中村々長水町友右衛門に兼務させていた。戸籍編成事務から地租納入の仕事まで増えては、兼務では行届きかねるので、北村一次を大井道村村長に任命してもらいたいという。前掲の「名簿」との関係がわかる。北村一次は一〜三カ月で免

職となり、力久謙平になつてゐる。

北村忠右衛門については、辞職願が綴じこまれていた。それによると、三月初め頃より胃病を煩い、医師もすぐには癒らないといつてゐるので村長は辞めさせてもらいたいとして、十三大区戸長代理永淵圭一の添書もある。

明治七年四月八日付になつてゐる。その後まもなく、同年四月廿二日付で、水町友右衛門の兼務辞令があるので在職のまま病死したことになるだろう。

小々森村々長においても、同年五月古賀半蔵の辞職願があり、そのあと、中島久之助から黒田丈七と短期間で交替してゐる。

戸長公選制が実施された期間（明治十一〜十七年）に、大詫間村で今日のリコールにあたる戸長改選歎願書が県へ提出された。県側の調査の結果、村内の党派争いとして、改選には至らなかつたが、村民の三分の一以上の

署名をあつめた請願であつた。一件書類一綴が佐賀県立図書館に保存されている。以下その一部分を掲げておく。

資料（大詫間村  
 犬井道村戸長改選一件書類）  
 戸長改選願二付副伸

當郡大詫間村人百八拾余名之總代タル全村平民加茂岩吉外六名ヨリ該村戸長改選之義ニ付別紙甲号之通り歎願書差出候ニ付尚ホ取調候處其歎願之主意タルヤ現任戸長島内秀意義當然之職務ヲ盡サス私欲好計ヲ逞クシテ村内ノ不幸ヲ醸シ人民ヲ視ル事恰モ讎敵ノ如ク愛憎偏頗ノ甚シキ言フニ堪エサルヲ以テ速ニ其職務ヲ解罷セラレテ更ニ相當之戸長ヲ撰挙致度トノ趣旨ニ有之候依テ尚ホ戸長取調候處其辨明ハ則チ別紙乙号之通りニシテ其條件中或ハ措置ノ緩慢ニ涉レルカ如キモノ無キニ非サレトモ其事タルヤ逐条頗ル其理由アリテ歎願ノ条件ヲ駁スルニ餘リアルノ答書ニテ歎願者ニ於テ不當ノ申立ナルハ更ニ再問ヲ要セズシテ判然タルカ如シ抑該村ノ義ハ僅々三百余戸ノナレトモ従来村中ニ派ノ黨アリテ隠然相對峙シ其激抗ノ餘互ヒニ過失ヲ挙クルニ汲々トシテ毫モ和合ノ状アルヲ見ス故ヲ以テ村内諸般之事務ハ

常ニ渋滞シテ整理ヲ得サルノ難村ナレバ此歎願ノ如キモ直接ニハ戸長之職務上ニ就テ之ヲ論難スルモ早意党派ノ軋轢ニ起因シタルモノト見込候依テ書類束テ及進達候条尚ホ御調査之上可然御處分相成度此段副申仕候也

十五年五月九日

佐賀郡長家永恭種

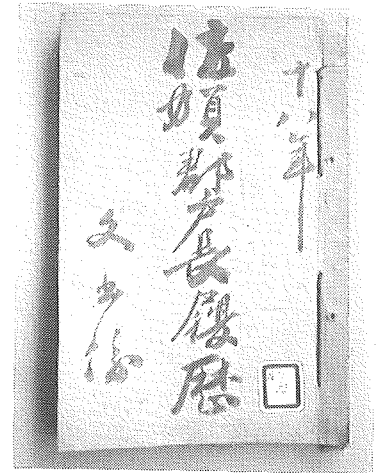
長崎県令内海忠勝殿

明治十五年五月十一日

令 庶務係

畑島五等属

- 一、三番大隊二等嚮導被命候事  
明治二年己十月朔日 政府
- 一、明治二己十月十二日下等監察被差迦候事



佐賀郡戸長履歴

書記官

佐賀郡大詫間村戸長解罷ノ儀全村民百四十七名ヨリ別紙ノ通出願  
 遂調査候処請願者ハ頻リニ戸長ノ不都合ヲ唱ヘ戸長ハ又之ニ反シテ  
 職務上不都合ナキヲ弁駁シテ其理非ノ證據ナシ因テ其成立ニ就キ処  
 分ノ考按ヲ下スニ抑戸長ハ村内人民ノ公撰ニシテ該村ノ戸数ヲ拳レ  
 ハ三百四十戸(十四年一月調)ナリ其出願人ハ追々取消ヲ届出ルモノ  
 ヲ引去リ残百四十七名ニシテ惣戸数ノ三分一強ナリ其三分ノ二ハ當  
 戸長ヲ信用シタルモノト認メサルヘカラス然レハ職務上不都合ナキ  
 トキハ素ヨリ区々之請願ヲ以解任セラルヘキモノニ無之且ツ郡長副  
 申ノ如ク歎願者ニ於テ不當ノ申立ト見認タル以テハ旁御採用不相成モノト信ス因テ本職ヘハ左様御指令可然乎

書面願之趣ハ難及詮議候事

十五年五月

長官御名

戸長になった人たちのなかで、坂田儀一郎(早津江)、島内秀意(大詫間)、古賀景敬(南里)、庄司由秀(南里)の四人の履歴書が「佐賀郡戸長履歴」(明治18年文書係)の中に保存されているが、その中の一人をとりあげて転載しておく、幕末から明治前半に生きた人の半生をうかがい知ることができると同時にその時代の歴史の一側面がわかっておもしろい。

履歴書

佐賀県佐賀郡早津江津三百十六番戸士族

坂田儀一郎

(二八四四) 弘化元年正月十四日生

(二八六〇)

- 一、安政三丙辰十一月十日旧佐賀藩請役所使番被命万延元庚申四月廿六日ヨリ川副代官所下役被命
- 一、明治元戊辰正月三日旧藩知事別段護兵ニテ京都出勢被命
- 一、全年二月十五日ヨリ北陸道征討総督護兵トシテ出発全四月三日東京着陣ス
- 一、全年全月四日ヨリ海軍總督府海軍會計付属被命
- 一、全年閏四月一日ヨリ海軍翔鶴艦乗組會計部被命
- 一、全年五月廿日下総野鎮撫府附属員被命
- 一、全年七月廿五日全府廢セラレ
- 一、全年八月一日旧藩知事東京ヨリ京都へ転任ニ付別段護兵被命
- 一、全年全月三日旧藩側下目附ニ被命
- 一、全年全月五日旧藩下等監察被命
- 一、全年全月廿日儀右エ門ヲ儀平太ト改命ス
- 卒坂田 儀平太

一、全年全月全日兵籍被相除引入用捨申込候様旧藩軍事局達相成候事  
一、全年十一月廿四日引入用捨被免候事

坂田 儀平太

一、改名願之通物筆儀右工門ニ被命候事

明治三年正月廿一日 軍事局

坂田 儀右工門

一、川副郡令所下吏被命候事

明治三年午二月十一日 政府 (以下氏名を略す)

一、勇方隊輜重下等従事被命候事

明治三年午二月十九日 政府

一、改命願之通物筆義一ニ被命候事

明治三年午四月廿八日 勇方隊

一、第四番小隊嚮導被命候事

明治三庚午八月七日 勇方隊

一、下吏被命候事

明治三庚午十一月二日 佐賀藩庁

一、勇方隊下吏被命候事

明治三庚午十二月四日 佐賀藩庁

一、當分命使部之場出勤

明治四辛未正月廿七日 佐賀藩庁

一、勇方隊下吏被命候事

明治四辛未二月五日 佐賀藩庁

一、命佐賀藩使部

明治四庚未七月十三日 佐賀藩

一、等外四等申付候事

明治五壬申二月二日 伊万里県

一、明治五年壬申九月十日第十三大区第一番小区早津江津副戸長拜命

一、全六年九月廿四日副戸長辞職願之通被免候事

一、第十三大区一小区早津江津村長申付候事

明治七年九月九日 佐賀県

一、第一大区四小区二等副戸長申付候事

明治八年十月廿八日 佐賀県

一、第一大区四小区二等副戸長申付給料是迄之通支給候事

明治九年五月二日 三潯県

一、第十七大区六小区ニ転区申付候事

明治九年七月十一日 三潯県

一、第四十大区六小区二等副戸長申付候事

明治九年九月七日 長崎県

一、依願第四十大区六小区副戸長差免候事  
明治九年十一月十五日 長崎県

一、七等郵便取扱役申付候事  
一、右内務卿之命ヲ以テ相達候事

明治十一年三月廿五日

一、其地郵便局五等郵便局ト被宛候事

一、為御手當壹ヶ月金貳拾銭筆紙墨料拾錢被下候事

但本文御手當及筆紙墨料之儀者總テ繰替渡金之内ヨリ引去出納計表ニ仕組可差出事

明治十一年三月廿五日

一、右内務局之命ヲ以テ相違候事

依願七等郵便局取扱役差免候事

依願七等郵便局取扱役差免候事

一、右内務局之命ヲ以テ相違候事

明治十一年九月五日

一、依公撰早津江津戸長申付候事

一、依公撰早津江津戸長申付候事

但月給金六円

明治十二年一月八日 長崎県

佐賀郡早津江津士族

坂田儀一郎

一、早都栄小学校へ金壹円五十銭寄附候段奇特之儀ニ付賞詞候事

明治十二年十月十一日 長崎県

一、早津江津戸長 坂田儀一郎

一、早津江津代理戸長兼務申付候事

明治十二年十二月五日 佐賀郡役所

一、早津江津戸長 坂田儀一郎

一、早津江津代理戸長兼務差免候事

明治十二年十二月九日 佐賀郡役所

一、依公撰早津江津早津江津村福富村戸長申付候事 但月給金九円

明治十三年九月八日 長崎県

一、旧佐賀藩加地子米猶豫地ノ内半高獻納候段奇特ノ儀ニ付為其賞金貳拾円五拾壹錢下賜候事

明治十三年十月一日 長崎県

一、佐賀郡道免学区早津江津学区学務委員申付候事

明治十四年七月五日 長崎県

一、佐賀郡早津江津士族 坂田儀一郎

一、明治十四年中西松浦郡有田皿山工芸学校新築費トシテ金拾円寄附候段奇特ニ付為其賞木壹壹個下賜候事

明治十五年五月廿三日 長崎県

早津江津外二村戸長 坂田儀一郎

一、昨十四年県下虎列刺病流行之際豫防救治ニ従事盡力候ニ付為手當金貳円三拾錢支給候事  
明治十五年九月卅日 長崎県

早津江津外戸長 坂田儀一郎

一、早津江津早津江村浦役人兼務申付候事

明治十六年一月六日 佐賀郡役所

一、任佐賀郡早津江津早津江村福富村戸長

佐賀県少書記官正七位金井俊行奉

明治十六年七月一日

一、道免早津江学区学務委員申付候事

明治十六年七月一日 佐賀県

一、任佐賀郡犬井道村鹿江村戸長

佐賀県大書記官従六位金井俊行奉

明治十七年七月一日

佐賀郡犬井道村外一村戸長 坂田儀一郎

一、准十四等官候事

明治十七年七月一日 佐賀県

一、道免犬井道学区学務委員申付候事

明治十七年七月一日 佐賀県  
佐賀郡犬井道村外戸長 坂田儀一郎  
一、浦役人兼務申付候事  
明治十七年七月一日 佐賀郡役所

右之通相違無之候也

(一八八五)  
明治十八年二月二日 坂田儀一郎

右の履歴書から、佐賀藩の下級武士の子として生まれた一人の男が、十二歳で請役所の使番として出仕してから、藩主直大に従って戊辰戦争に赴き、帰還して後も、役人としての道をあゆみ、戸長や、郵便局、学務委員、浦役人を歴任して四十一歳まで、実直に勤めて生きてきたことがわかる。公選戸長から任命制にかわって、明治十七年犬井道鹿江村戸長になった時、前の早津江外二村戸長を解任された記録がないが、兼任したとも思えない。彼の日記でも残っているとなお一層興味深いのだが、残念なことに、他には何んの記録も発見できなかった。

### (3) 三新法と町村会

戸籍編成のため設けられた大区・小区制は、地方行政を実施していくには不便であった。幕藩体制下の各藩ごとの地方支配を、明治政府に直結する都府県制下の統一的な地方行政として確立するためにも、古くからの村を否定することはできず、むしろそれに依存しなければならなかったことは、行政区画の変遷のところをみてわかる。

明治十一年（一八七八）七月、旧郡・町村の区域・名称を復活して行政上の単位とする「郡区町村編成法」が制定された。この編成法と同時に「府県会規則」「地方税規則」が制定され（これを三新法という）、わが国の地方自治の制度が歩み始めることになる。

府・県は郡・区（区は府の下におかれ、今の東京における区と同じ）にわけられ、区長または郡長が、その下の町村には戸長がおかれ、地方組織は県令——郡長——町村戸長という上意下達の系統が制度化されたのである。川副地方においては、前節（行政区画の変遷）資料4にみるとおり、南里・西古賀・小々森・鹿江・犬井道・福富・早津江・早津江津・大詫間の九カ村となり、長崎県佐賀郡（七十九村二十町）に入っている。初代郡長は中山平四郎であった。

郡区町村編成法の原案説明の中に

旧慣ニ依ルニ町村ハ実ニ一ノ形体ヲ成シ大ナルモ之ヲ削ルヘカラス、小ナルモ之ヲ併スヘカラス、一町一村ノ人民ハ利害相依ルコト一家一室ノ如クアルノミナス亦財産ヲ共有シ一個人ノ權利ヲ具フルモノノ如シ、今府県郡ヲ以テ行政ノ区画トシ其町村ハ視テ以テ自然ノ一部落トシ戸長ハ民ニ属シテ官ニ属セス該町村ノ総代人トシ而シテ町村引受ノ事ハ其総代タル戸長ノ担当スル所ニ委託シ苛細ノ牽制ヲナササラントス  
とあって、町村の地方自治体としての性格を認めている。ただし戸長の総代としての位置付けはその後修正され地方行政官化が強められた。

明治十二年三月、長崎県布達によって町村会規則が示された。

〔庶甲第三拾六号〕

本県町村会規則別紙ノ通相定候条此旨布達候事

但開会ノ向ハ其都度郡区長ヲ経テ当庁可届出事

明治十二年三月六日 長崎県令内海忠勝

これをうけて、県下に一町村または数カ町村に一つずつ町村会が設置された。

県立図書館所蔵、明治行政資料の中に「町村会規則」「町村会届書類」があるが、それによると、川副地方の場合は、鹿江・犬井道村、早津江津・早津江村・福富村、大詫間村、南里・西古賀・小々森村の四つにわけて、すなわち、のちの南川副・中川副・大詫間・西川副村の一つずつ村会が設置されている。

そして、たとえば早津江津外二村戸長坂田儀一郎の名で村会規則の届出が十三年十二月に佐賀郡長武富良橋宛に出され、県からの認可は翌十四年三月になっている。大詫間村は十四年三月に届出、同年五月二十五日認可。

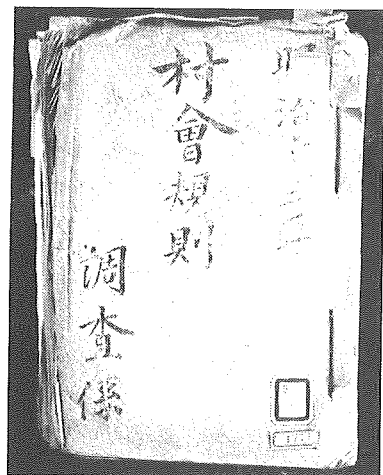
村会届は、それより早く、早津江津は十二年十二月十五日より、大詫間は十二年十二月二十五日よりとある。

長崎県立図書館蔵「西海新聞」（明治十二年七月五日付）によると、

町村協議費を以て施行すべき事業は町村会の議決を要すべき者に付各郡区に於て相成大本月中臨時会を開くべき旨近日御布達相成るかに聞き及ぶ又即今まで県庁に届出でたる町村会の数は各郡凡左の如しと云

○北高来郡各村とも○基肆、三根、養父郡、会数十五○東松浦郡同十二○南高来郡同九○杵島郡同五○藤津郡同五○北松浦郡同三○小城郡同二○西彼杵郡同一○南松浦同一○又聞く町村連合会の規則は即今内務卿に伺中にて近日御布達に相成る由

とあり、佐賀郡については同新聞同年同月三日付に、『県下佐賀の近況』として、『町村会も未だ開設なし』と



川副地方の村会規則について、鹿江村・犬井道村を次に掲げておく。他村のものも議員数のほかは殆ど同じである。

(明治行政資料「町村会規則」県立図書館蔵)

(資料1)

上申

佐賀郡鹿ノ江村 犬井道村

右村会規則別冊之通り相設度候間御認可被成度此段申上仕候

十三年十二月十八日右村戸長 本村謙二

長崎県令内海忠勝殿

あつて、佐賀郡地方では相対的におくられて開設されたようである。

なお、政府が区長村会の設置を公許したのは明治十三年四月「区町村会法」の制定によつてである。

町村会が実地的に開かれたのは、明治八年前後からとみられ、町村が自治体としての機能を必要とする以上は、必然的に設けられ、法はその事実を公に認め、地方支配を強化する上での組織的な制度化を行つたのである。

(認可 明治十三年十二月廿四日)

村会規則

佐賀郡 鹿ノ江村  
犬井道村

総則

第一條 村会ハ犬井道村・鹿江村戸長受持ノ区域ニ一会ヲ置クモノトス

第二條 村会ハ其村ノ公共ニ関スル事件及ヒ協議費ヲ以テ施行ス可キ経費ノ支出徴収方法ヲ議定スルモノトス

第三條 凡議案ニ於テ議決セシ事件ハ戸長ヨリ郡長ヲ經、県令ヘ報告スル者トス

若戸長其決議ヲ認可スヘカラスト思慮スルトキハ郡長ヲ經テ県令ノ指導ヲ乞フ者トス

第四條 村会ハ通常会ト臨時会トノ二種ニ別ツ 其定期ニ於テ開クヲ通常会トシ臨時ニ開クヲ臨時会トス

第五條 通常会・臨時会ヲ論セス會議ノ議案ハ総テ戸長ヨリ発ス

但シ臨時建議ニ係ルモノハ此限ニアラス

第六條 臨時会ハ其特ニ會議要スル事件ニ限り其他ノ事件ヲ議セサルモノトス

第七條 戸長ハ毎年通常会議ノ初メニ於テ協議費ニ係ル前半季ノ出納決算ト翌半季ノ収支予算トヲ会場ヘ出ス者トス

第八條 凡議案ハ議長予メ會議ノ順序ヲ定メ番号ヲ記シ之ヲ會議ニ附シ其可否ヲ決定シタル後更ニ戸長ニ授ケ第三條

ノ旨ニ依リ執行セシムモノトス

第九條 議員中建議セント欲スルトキハ議案ヲ草シ先ツ議長ヘ呈スヘシ 議長之ヲ検査シ国法・成規ニ違反セサルモ

ノハ更ニ議案トナスヘキヤ否ヲ會議ニ諮問シ同議ノ多数ニ依テ取捨ヲ決スモノトス

第十條 通常会臨時会共事務ノ都合ニヨリ書記小使雇入ル事アルヘシ其給額會議ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第十一條 會議ノ諸規則ヲ改刪増補セント欲スルトキハ村会ノ決議ヲ取り県令ノ認可ヲ受クヘキ者トス



職制

議長 議員中ヨリ投票ヲ以テ選挙ス一名

一、会議ヲ総轄シ村会規則ヲ執行スル者トス

一幹事 前二同シ

一、議長欠席ノトキハ其職務ヲ代理スル事得其他議長ノ指揮ニ從ヒ一切事務ヲ整理スル者トス

撰 挙

第一條 議員ノ人員ハ区域内ニ(〇〇人トス)

但シ撰挙ノ上其姓名ヲ郡長へ届出シ後人員増減改撰スルトキハ同様届出ル者トス

第二條 議員ハ當村本籍ノ男子廿五歳以上ノモノトス他町村在籍ノ者ニテモ當村内へ地租五円以上ヲ納ルモノハ議員タル事ヲ得ルモノトス

但シ破廉恥係ル刑ニ處セラレタル者并身代限り処分ヲ受負債ノ弁償ヲ終ラサルモノハ議員タル事得サルモノトス

第三條 撰挙人ハ村内本籍ノ男戸主ニ限ル

但シ前条但シ書ニ當ルモノハ撰挙人タル事得サル者トス

第四條 戸長ハ第二條第三條ノ旨ニ依リ被撰挙人名簿及ヒ撰挙人名簿ヲ調製シ年令ハ撰挙當日ノ取調ヲ以テ其分限ヲ定ムヘシ

第五條 戸長ハ予メ議員撰挙ノ会場期日及時限を定メ其撰挙スヘキ議員ノ全数ト共ニ少クトモ五日前ニ村内へ知達スヘシ而テ期日至テハ会場一切ノ事務管理スル事

第六條 投票ハ白紙ニ被撰挙人姓名及ヒ年令撰挙人自己姓名ノ下ニ実印ヲ捺シ上封ヲ以テ差出スモノトス

第七條 投票ノ多数ヲ得タル者ヲ順次撰挙シ之ヲ當撰人トス、同数ナレハ年長ヲ取り同年ナレハ颯(くじ)ヲ以テ之

ヲ定ム者トス

第八條 投票終ルノ后戸長ハ撰挙人三名以上ノ面前ニ於テ投票ヲ取調撰挙人名簿ニ就テ當撰人ノ當否ヲ檢ス若シ法ニ不適當ナル者アルトキハ順次投票多数ヲ得タル者ヲ取ル者トス

第九條 當撰人査定ノ后戸長當撰人受書帳ヲ製シ其初葉ニ左書ノ通り受書文ヲ認メ置當撰人ヲ呼出シ當村會議員當撰人ノ旨申達各承知ノ上右帳簿ニ自己ノ姓名ヲ記シ捺印セシムモノトス

受書式

拙者當村會議員當撰ノ旨致承知候就テハ右規則ヲ遵守シ公議ヲ盡スヘシ依テ爰ニ証明候也

第十條 議員ノ任期ハ四年トシ毎二年數ノ半ヲ改撰ス初度ノ改撰ハ抽籤ノ法ヲ以テ其退任ノ人ヲ定ム

第十一條 議長及ヒ幹事ノ任期ハ二年トス

第十二條 第十條第十二條ノ場合ニ於テ前任ノ者ヲ再撰スル事ヲ得

第十三條 議員中若シ第二條ノ但シ書ニ該當スルアルカ當村外ニ転居スル者アルカ又ハ疾病等止ヲ得サル事故ナクシテ開会ノ招集ニ応セサル者アルトキハ退職者トシ議員撰挙ノ節ノ投票ノ多数ヲ得タル者順次ニ採用シ其闕ヲ補フヘシ但シ補闕議員ノ任期ハ前議員ノ残期襲クモノトス

議 則

第一條 會議ハ午前第九時ニ始メ午後第四時ニ終ル時宜ヲ以テ之伸縮スル事アルヘシ

第二條 会ハ欠席ノ議員ハ其事故ヲ議長へ届出ヘシ

第三條 議員着席ノ順序ハ年長ノ順ヲ以テ其番号ヲ定メ毎会必ス其席ニ着クスヘシ

第四條 會議ハ傍聴ヲ許ス但シ會議ノ都合ニ依リ之ヲ禁スル事アルヘシ

第五條 議員ハ會議ノ方ニ充分計論スル事得ル

但シ人身上ニ就テ褒貶毀譽ニ渉ル事ヲ得ス

第六條 凡議案中議員ノ身上ニ関係スル條件ノ會議ニ於テハ其関係ノ議員ハ必ず退席スル者トス

第七條 一議案未タ了ラサル間ハ他ノ事件ヲ發議スヘカラス又甲議員演舌了ラサルニ乙議員發言スル事ヲ得ス

第八條 議員半数以上出席セサレハ當日ノ會議ヲ開ク事ヲ得ス

第九條 會議ハ多数ヲ以テ決ス可否全数ナルトキハ議長ノ可否スル所ニ依ル

第十條 戸長ハ會議ニ於テ議案ノ旨趣ヲ弁明シ其利害ヲ討論スルヲ得ト雖モ決議ノ数ニ入ル事ヲ得ス

第十一條 議場ヲ整理スルハ議長ノ職業トス若シ規則ヲ背キ議長之ヲ制止シテ其命ニ順サル者アルトキハ之ヲ議場外

ニ退去セシメ其強暴ニ渉ル者ハ警察官ノ処分ヲ求ルヲ得

第十二條 凡會議ハ議長先ツ議案ヲ朗読ス

而テ議員中其議案ニ付疑問ノ廉アルトキハ議長發議者ヲシテ之ヲ説明セシムル後各議員其所見ヲ陳述シ可否決定ノ

後議長議案ヲ各議員ヘ順次回附ス可シ議員ハ其紙尾自己ノ姓名ノ下ニ捺印スヘシ議案ノ紙尾ニ予メ議員ノ姓名ヲ記

置クヘシ

開閉

第一條 通常會ハ毎年二回二月九月之ヲ開キ會期八十日以内ニ定ムト雖モ時宜ニ依リ其開閉期日伸縮スル事得ル

第二條 通常會期ノ外會議ニ附スヘキ事件アルトキ戸長ハ臨時會ヲ開ク事ヲ得ル

第三條 通常會臨時會共開閉ノ都度郡長ニ届出ヘシ

前書之通ニ村會規則ヲ設置仕度候也

右戸長 本村謙二

十三年十二月十八日

(資料2)

村會總則(明治十三年十二月届出)

早津江津

早津江村

福富村

第一條 村會ハ一會ヲ置クモノトシ其区域ハ早津江津・早津江村・福富村戸長受持ノ区域トス

(以下中略)

撰 挙

第一條 村會議員ハ早津江津十五名早津江村十五名福富村十三名束テ四十三名ヲ定員トス

(以下略) (明治十四年三月十四日認可)

(資料3)

村會規則(明治十四年三月届出)

總 則 大詫間村

第一條 村會ハ其戸長受持ノ区域ニ一會ヲ置モノトス

(以下中略)

撰 挙

第一條 議員ノ人員ハ区域内二十五人トス

(以下略) (明治十四年五月廿五日認可)

〔資料4〕明治11年5月川副地方戸数人口調

村	旧小村		戸数	人口	村	旧小村		戸数	人口
	南	里				村	村		
			197	1,007	犬井道村			612	3,127
		坂井	37	187	犬井道			255	1,303
		野々古	24	135	田中			357	1,824
		東南里	70	344	福富村			188	1,023
		西南里	66	341				42	215
					福富			64	342
		西古賀村	325	1,666	米納津			60	344
		西古賀	70	360	東古賀			22	122
		船津	45	229	崎ヶ江			252	1,372
		西船津	159	832	早津江村			57	330
		鱈江	51	245				42	244
		小々森村	291	1,579	中津			62	325
					和崎			69	335
		道免	83	462	吉村			22	138
		廣江津	100	574	下早津江			427	2,017
		小々森	108	543	上早津江			273	1,549
		鹿江村	210	1,149	合計(26村)			2,775	14,489
		鹿江	125	667					
		唎分	85	482					

「長崎県大区小区旧小村戸数・人口調  
佐賀郡、第40大区4小区 明治11年5月20日  
戸長綾部新五郎」より作成(県立図書館蔵)

〔資料5〕明治13年1月1日調戸数総数

村	戸数	村	戸数
西古賀村	364	犬井道村	303
南里・福富村	432	田中分	389
鹿江村	242	早津江津	482
早津江村	283	大詫間村	332
小々森村	322	計	3,149

「郡区往復留」より作成(県立図書館蔵)

し、早津江津は単独で届出している。「郡区町村編成法」による川副地方の九カ村が、当初は個別に村会を開いていたようである。

議員数については、鹿江・犬井道村は空白のままであるが、前掲長崎県布達(庶甲第三十六号)の町村会規則の選挙に関する規定に「町村会議員ハ町村会区域内戸数ノ多少ニ依リ十人ヨリ少カラス二十人ヨリ多カラサルモ

ノトス其人員ハ町村会議ヲ以テ之ヲ定ムヘシ」とある。鹿江・犬井道村それぞれ十五人内外として三十人前後の議員数であったと推定される。

参考までに、当時の戸数・人口調を表にして右頁に掲げておく。

(資料6)  
(郡区改正諸取調 明治十一年) (県立図書館蔵)

長崎県第四十六区四小区

明治十一年分区分入費予算高

一金四千四百五円六拾八銭貳厘

訂 壹万四千百三十五円五十一銭一厘但学費・堤防費ヲ加へ旧年引痘費ヲ除キタル分 櫻井信一◎

内訳

金千三百拾貳円三拾壹銭四厘

管内制

// 百貳拾六円八拾九銭四厘

取立未済

// 貳千九百六拾六円四拾七銭四厘

大区制

此内

金百四拾四円

小区制

// 九拾六円

取立未済

// 貳百五拾貳円

但長月俸

但学区取締兼

名等副戸長

名等副戸長

三名年俸

金五拾四円

// 三拾六円

// 三拾六円

// 百四拾四円

// 千六百七円五拾貳錢四厘

// 三拾貳円八拾五錢

// 拾円五拾錢

// 九拾六円

// 五拾円

// 四拾七円四錢

// 五拾円

// 百七拾円

// 拾八円

// 拾円

// 貳拾八円

// 拾貳円

// 四円

// 拾五円

// 五拾三円五拾六錢

堤防係り

壱名右同

同附属定雇

壱名右同

戸籍係右同

小使三名右同

小頭中右同

宿直料

筆墨料

小買物代定額

右同豫備

旅費定額

堤防係并附属旅費

雇筆生給

小頭裁判所其外出頭之節旅料

脚夫費

区務所臨時備品

徴兵下調費

揭示場修繕費

区務所修繕費

旧年引痘費

合

一金五百七拾九円四拾三錢八厘

是ハ区内学費取立未済

一金八千八百三円九拾五錢壹厘

是ハ三等堤防費日論見金高取立未済

右之通区入費予算高御届仕候也

戸長 綾部新五郎

明治十一年六月廿七日

長崎県権令内海忠勝殿

(資料7)

「郡区往復留より」(県立図書館蔵)

佐賀郡各戸長役所ヨリ同郡役所其他エノ距離

戸長役所位置 郡役所迄 大藏省為替方迄 収税委員出張所迄

南里村 南里村 壱里拾九丁 壱里拾九丁 三拾里拾七丁

外二カ村 鹿江村 田中村 三里拾五丁 三里拾五丁 三拾二里拾三丁

大詫間村 四里 四里 三拾二里三拾四丁

早津江津 早津江津 三里五丁 三里五丁 三拾二里三丁

外二カ村 早津江津 三里五丁 三里五丁 三拾二里三丁

## 2 地租改正と加地子地処分

### (1) 地租改正

明治維新以後、全国統一の新しいしくみはできあがったが、政府の財政は、幕藩体制下のままの年貢を最大の収入源としていた。明治六年（一八七三）の租税収入の九三％は年貢米および少額の代金納年貢であった。

物納年貢制度は、現物経済が支配的であった封建社会で行われてきた制度で、それを貨幣経済が支配的な資本主義社会への発展をめざす統一国家の税制としてはつづけてゆけないものであった。年貢米の輸送・保管・販売の手間と出費を考えただけでも、政府にとっては不便不利の上もなわがわがである。それに、現物年貢の収入は、豊作か凶作かによって変動し、米価もまた変動する。歳出入予算の正確な把握はとても困難である。

そこで安定した財源の確保をはかるため、土地の売買の自由を認め、地価に応じて一定比率の現金を地租とすることが考えられた。

明治政府はその成立とほとんど同時に「拝領地並ニ社寺地等ノ除地ノ外村々ノ地面ハ総テ百姓持チタルベク……（略）」といういわゆる「百姓持地令」を出した。農民に対する土地所有権の確認であり、近代的土地所有制の基礎となるものである。

版籍奉還、廢藩置県を経て、幕府諸大名は永年の土地領有支配権を失い、土地制度における公法的支配権は明

治政府に移った。

明治四年（一八七一）、政府は田畠勝手作を許可して商品作物栽培の自由を認め、翌年田畠永代売買の禁を解くなど、従来の土地に対する封建的諸制限を撤廃し、土地の私有権を認め、一方では年貢の代金納を認めるなど地租改正の前提条件をととのえたうえで、明治六年（一八七三）七月、地租改正条例を布告した。

地租改正は、全国の土地を測量して面積・所有権者を確定するとともに、土地収益を基準に地価の算定を行い、地租は地価の百分の三とし、豊凶にかかわらず増減せず地券の交付をうけた土地所有者がこれを金納するものとした。

地主は地租の三分の一を村入費とする付加税と地租を合計すると収穫高の約三四％を納入しなければならなかった。

政府は地租改正の実施にあたって、従来の歳入を減少させないことを方針としたから、地価は、実際には政府があらかじめ予定した地租額を基準に決定されることが多かった。

そのため地租は、農民にとって従来の貢租とほとんど変わらない負担となった。そのうえ、共有の山森・原野などで所有権の不明確な入会地は、すべて官有地に編入され、農民の生活はおびやかされた。

また、政府は地主小作関係についてはいっさい改革せず、小作料は現物納で江戸時代そのままの高率が維持され、小作人の耕作権も保障されなかった。その結果、貧農の生活は改善されず、各地で地租軽減要求の農民一揆が起こった。耕地を手放す貧農もふえ、土地は地主の手に集中する傾向を示し、寄生地主が発生しはじめた。

土地所有権が確定されたこと、経営の自由が保障されたこと、納税の連帯責任制が廃止されたことは、この土

地改革の資本主義的側面であつて、その点では当時としては進歩的な意義をもち、寄生地主のみならず自作農民、とくにその上層の富農には、前時代になく有利なことであつた。納税の連帯責任がなくなったことは、村の性格をも変えることであり、個人が土地所有権および納税の主体として確立されることは、その権利意識を高め、個人の人格の独立をうながすという思想的意義も大きい。

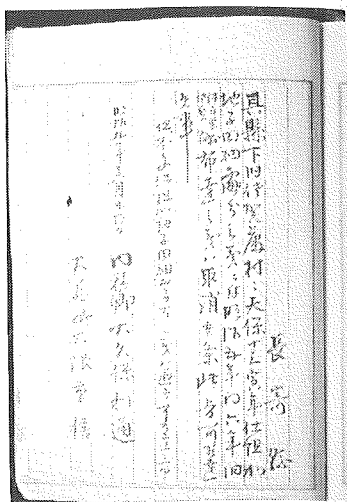
豪農と上層農民が、一般の自作農民とともに地租の軽減を要求し、五年ごとの地価改定という制度に反対してたたかうのが、明治八、九年以降の地租改正事業の進行とともに発展した農民闘争であり、その闘争はさらに明治十一年ごろから自由民権の民主主義運動に飛躍する。

## (2) 加地子地処分

ところで、佐賀県における地租改正事業は、加地子田畑処分の問題がからんで難行した。

藩主直正の、天保十三年（一八四二）以来とつた土地政策（加地子猶予令と土地分給令）は、本藩の直轄地の小作人に対して、地主におさめる小作料（加地子）の支払いを停止させたり、地主には六町歩以上の土地所有を禁止して、小作農民に分給するなど貧農保護政策をとつた。ほんとうは、地主や特権商人たちが大土地所有をおこなつて金融資本家になることをおさえ、小農民経営を維持して、加地子を停止することで小作農民から藩財政に年貢を吸いあげるのが目的であつた。

政府は、明治二年十月に加地子田畑の調査を命じた。小作人らは二十数年間自分の田畑の如く考え耕作してきた田畑を、天保の昔に取り戻されはせぬかと不安があつた。



第二次処分の取消布達 (写)

やがて、明治五年正月に県は令達を出して、旧藩時代に没収された土地は地主に戻し、代わりに小作料は半額と定めた。（加地子第一次処分）

地主側は土地所有が復帰することを喜んだが、小作人は不服で、県はこれを納得せしむべくもなかつたので、同六年八月、前の令達を廃し、改めて文久の土地分給令（一八六一）に則り土地の分配を行うことを布達した。

すなわち、地主は旧所有地の四分の一を回復し、四分の三は小作人の所有とする。元地主へ、手当として田畑共に一段歩に付六拾銭ずつ与えることとした。（第二次処分）

しかしこれは地主の猛反対にあつて、県は明治九年、前六年の布達を取消し、またまた告諭なるものを発した。（第三次処分）

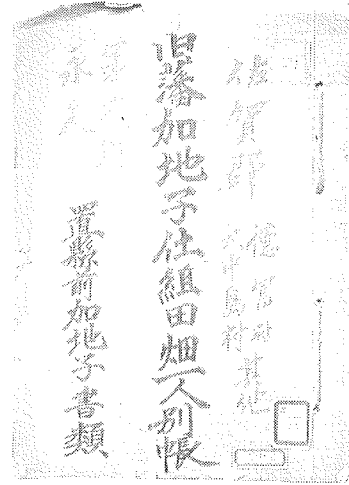
それは、地主が土地所有権を一旦回復し、その二分の一を政府に献田し、政府からはその褒賞として献田地の地価四分の一に当たる賞与金を交付する——小作人の側からみれば、土地所有権は一応全部剥奪されたかわりに、現占有地の二分の一を政府より与えられることであつた。

この第三次処分は、小作人にとっては、第二次処分より不利であつたので、根強い反対があり、裁判に持ち込んで争うものもあつたが、政府は、今度の処分を断固押しとおしたので、反対運動も次第に下火になり、明治二十年前後には終結をした。

(佐賀県管下) (A) 旧佐賀藩仕組加地子反別人員地元一村限表

大区	郡名	村数	持主	反別					二分五厘反別					残反別							
				町	反	畝	歩	厘	毛	町	反	畝	歩	厘	毛	町	反	畝	歩	厘	毛
4	神埼	1	2	3	3	3	3	5						3	3	3	3	5			
5	"	5	13	4	7	4	27							4	7	4	27				
6	"	6	32	18	0	5	13		4	2	1	9	5	13	8	4	3	5			
7	佐賀	4	5	6	3	3	21							6	3	3	21				
11	"	3	3	1	8	5	27	5	8					1	8	5	27	5	8		
12	"	4	45	9	5	3	14	5		1	9	2	28	7	5						
13	"	7	100	165	0	4	7			9	2	8	17								
14	"	2	4	10	9	7	25	5						10	9	7	25	5			
15	"	8	10	15	6	6	12	5		3	4	1	17								
20	佐賀 小城	5	12	56	9	0	19	8	7.5	7	9	0	11	2	2.5	49	0	0	8	6	5
21	小城	3	8	1	5	6	5			3	9	1	1	4.25	1	1	7	3	7	5	27
22	杵島	10	41	106	3	6	20	5	5.8	19	4	0	25	5	3.3	86	7	5	25	2	5
23	"	8	105	119	5	5	12	5	2.5	14	3	3	13	4	5	105	2	1	29	7	5
24	"	15	77	129	5	6	17	9	3.8	25	1	3	5	2	6.8	104	4	3	12	6	7
25	"	5	5	57	7	8	28	6	2.5	9	2	6	12	1	7.5	48	5	2	16	4	5
33	"	1	1	1	1	7	9	2	5		2	9	9	8			8	7	29	4	5
34	"	1	1		4	8	9	6	6								4	8	9	6	6
35	松浦	13	456	405	7	6	2	5		55	7	5	4	2	5	305	0	1	16	2	5
36	"	12	56	42	0	2	6	5		1	3	3	1	5		40	6	9	5		
37	"	6	389	552	3	6	1	5		85	3	8	5	5		446	9	7	26		
38	藤津	4	8	6	4	9	22				1	6	12	5		6	3	3	9	5	
39	"	1	1		5	1	18										5	1	18		
40	"	3	44	91	6	7	26	2	5							91	6	7	26	2	5
41	"	1	1		8	2	10	1									8	2	10	1	
合24	6	128	1,419	1,808	4	1	19	8	6.1	238	1	9	18	6	9.35	1,570	2	2	1	1	6.75
長崎県管下																					
合3	2	27	276	220	4	3	15	4	4.5	25	9	9	8	9	4.625	194	4	4	6	4	9.875
総計	8	155	1,695	2,028	8	5	5	3	6	264	1	8	27	6	3.975	1,764	6	6	7	6	6.625

13大区が南里村を除く川副地方



旧藩加地子仕組田畑一人別帳

- (2) 旧藩加地子仕組田畑一人別帳 (抜すい)
- (川副地方の村別、合反別、地主人数)
- 早津江村 四六町三反四畝五歩 24名
  - 鹿江村 一町九反八畝五歩五厘 8名
  - 小々森村 一五町三反七畝二歩五厘14名
  - 大詫間村 六一町三反二畝七歩五厘 19名
  - 福富村 二町八反九畝十五歩 1名
  - 犬井道村 三七町一反二畝十二歩五厘 34名

これら加地子田畑処分と地租改正に関する一件書類は、現在長崎県立図書館に若干と、大部分は佐賀県立図書館に保管されている。

その中から、いくつかの資料を紹介しておく。

(1) 明治七年 加地子反別調査 (佐賀県立図書館蔵)

次頁の表は、第二次加地子処分令 (明治六年) の後調査したもので、当時佐賀県の耕地面積は六万町歩といから、県内の加地子紛争地千八百町歩は、全耕地面積の三%をしめていたことになる。

面積の上で郡別にみると西松浦郡の九百町、杵島郡四百町、佐賀郡二百町、藤津郡百町の順となる。

佐賀県内では、四分の三以上が川副地方に集中しているが、全般にその地域的分布をみると、西松浦郡では伊万里湾岸、杵島、藤津、佐賀郡は有明海沿岸の干拓田の多い所に集中しているのがわかる。

〃 式町八反五畝拾五歩  
 .....以下略.....  
 右 同  
 福 富 村

田畑貳拾六町式反式畝廿四歩五厘 大詫間村  
 第十三大区 川副下郷

一、加地子反別七拾三町七反八畝拾五歩五厘  
 内

地主  
 弥富元右衛門 ㊦  
 井手善兵衛 ㊦

第十三大区一小区佐賀郡早津江津  
 (3)天保十三寅年仕組加地子反別持高書上(抜すい)

明治七年甲戌十月 村長名 ㊦  
 区长関 経仲 ㊦  
 十三大区 小区 村

※右八旧藩ニ於テ天保十三寅年仕組ニ相成候加地子田畑実地現今名前ヲ以テ取調書上候通相違無御座大地所人  
 員共相洩候分無御座候依之銘々調印書上候也

(合計 一六五町四畝七歩 100名)

(佐賀県管下) (B) 旧佐賀藩仕組加地子反別持主人別表

大区	郡名	村数	持主	反 別					二分五厘反別					残 反 別							
				町	反	畝	歩	厘	毛	町	反	畝	歩	厘	毛	町	反	畝	歩	厘	毛
4	神埼	1	1			5	5	7			6	9					4	8	28		
5	"	5	8	6	0	5	23			3	0	13	5			5	7	5	9	5	
6	"	5	26	12	0	6	29			2	8	9	16	7	5	9	3	7	2	2	5
7	佐賀	4	5	6	0	6	10	5								6	0	6	10	5	
8	"	11	13	48	7	1	21			2	3	5	9	5	5	46	3	6	3	4	5
9	"	7	7	16	8	1	11			3	0	17			16	5	0	24			
11	"	1	1	1	8	5	7	5	8						1	8	5	7	5	8	
12	"	4	37	11	5	5	7			2	7	2	19	5		9	8	2	17	5	
13	"	8	45	168	6	3	18	6		9	2	8	8		159	4	1	10	6		
14	"	1	1	15	7	1	4			3	0	0	21		12	7	2	13			
15	"	4	4	9	9	0	12	2	5	2	4	7	17	7	5	7	4	2	24	5	
20	"	2	6	45	8	8	23	3	7.5	3	6	4	1	1		42	2	4	22	2	7.5
21	小城	3	6	1	5	6	5			3	9	1	1	4.25	1	1	7	3	7	5.75	
22	杵島	5	10	94	7	0	16	2	9.5	18	3	0	19	8	6	76	3	9	26	3	9.5
23	"	10	55	104	7	0	6	6	2.5	12	2	9	3	5		92	4	1	3	1	2.5
24	"	10	40	147	0	1	27	3	3.8	31	0	5	0	7	1.8	115	9	6	26	6	2
33	"	3	8	17	0	5	25	4	1		2	9	9	8		16	7	6	15	6	1
34	"	2	5	3	5	6	7	5							3	5	6	7	5		
35	松浦	12	250	434	8	3	26	7	5	57	2	4	2	2	5	377	5	9	6	5	
36	"	2	4	2	2	8	3	5							2	2	8	3	5		
37	"	7	255	530	1	6	26	7	5	85	2	3	21		444	9	5	5	7	5	
38	藤津	4	6	7	9	1	0	5			1	5	9		7	7	5	21	5		
40	"	3	33	129	6	2	18	1	2.8	8	6	5	4	7	8.3	120	9	7	13	3	4.5
合23	6	114	826	1,818	2	6	28	0	6	240	5	9	23	3	3.5	1,575	6	7	4	7	5.75

(長崎県管下)

合3	2	31	195	210	5	8	7	2	4.5	23	5	9	4	3	3.65	186	9	9	2	5	8.75
総計 26	8	145	1,021	2,028	8	5	5	3	6	264	1	8	27	6	3.975	1,764	6	6	7	6	6.25



が、前記の資料や、明治行政資料を丹念に紹介している。

このほか佐賀の乱のところでも紹介したとおり、大隈重信（大藏卿）の内命をうけた岩村権令が加地子田畑処分問題（地主側に不利な第二次処分のあと）で、早津江に地主たちが参集したことを大隈に報告した書簡（大隈文書）もあるという。

また、早津江村百四十四番戸の出身で、江口南右衛門の履歴（上峰村高島家所蔵資料）に九州肥前国松平肥前守家来士族始メ江口勝馬ト云フ後チ南右衛門ト改名ス弘化四年七月鎗劔廻国修行申付ラ

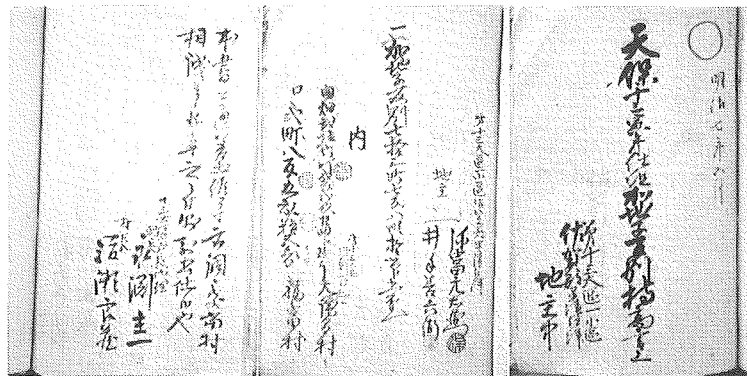
右の資料は地租改正にあたって、実地調査を行った県の係官の旅費日当を記したものが、第二次加地子処分（明治六年）から、佐賀の乱を経たあと、第三次処分（明治十年）の前後に、県内の地租改正事業がすすめられたことの断片が伺える。

なお、大詫間村関係分については、『大詫間村経済更生計画書』（昭和八年度？）に、「地主小作人間ノ軋ニ依ル土地異動」として加地子田紛争の経緯が書かれている。第三次処分に不服だった小作人側が、訴訟をおこし、長崎控所院で敗訴となり、大審院に上告せんとしたが棄却された。この三〜四年間の訴訟費用のため小作人側の借金が四万円にもものぼり、明治十五〜十八年頃には生活にも困窮して、土地を安い値段（田地五畝を天保銭五枚）で公売処分にされるものが続出したという。

つぎに、『大詫間の民俗』（佐賀民俗学会昭和四十七年発行）に現唐津東高岩松要輔教諭の「加地子田紛争」

地巡回

……………以下略……………



天保13年仕組加地子反別持高書上

- (2)の資料の合計欄と、(1)の(A)の⑬大区の欄を比べると、一致している。
- (2)をもとに(1)の(A)が作成されたことがわかる。
- さらに、(3)の資料を詳細にあげると、弥富家をはじめ、地主たちが所有した加地子地の面積や分布の状態がわかるが、省略する。
- (4) 明治九年 会計事務簿（長崎県立図書館蔵）
  - 五月五日より地租改正二付第十七大区佐賀郡第十八大区小城郡村々巡回三十一日迄
  - 顧問 満岡平助
  - 一金拾貳円八拾銭
  - 是ハ五月五日県庁出立十七大区一小区袋村耕地巡回里程不詳
  - 同九日三小区下古賀村耕地巡回里程不詳
  - 同十一日四小区米納津村耕地巡回里程不詳
  - 同十二日三小区飯盛村耕地巡回……………
  - 同十三日四小区大詫間村犬井道村……………
  - 同廿七日下午古賀村……………
  - 一金八円 地租改正事務所御催東島平橋
  - 十二日第十七大区四小区米納津郡扱所犬井道村小々森村<sup>(村)</sup>耕

レタリ嘉永四年八月皆傳師範役トナリ明治七年一月江藤新平ニ從事シ其ノ末除祿致シタリ全十三年三月同村外二十四ヶ村ニ対シ貢米民費ニ関シ戸長副戸長前七年ヨリ取立上過分ノ次第ヲ以テ農民集合シ既ニ仏騰ニ及バントスルヲ以テ鎮修ノ為メ農民三千八百名ノ総代トナリ県令内海忠勝殿エ其ノ處分方ヲ願出タルモ漫然トシテ処分サレザルニ由リ……(中略)……米壺石ニ付米五升ツ、懸米ハ口反米ト云フ夫レト戸籍掛リト収納スレバ農民ニシテハ過分ノ出財ニ相ヒ當リ不公平ニ付明治五年悉皆相廢止シ居候ヲ前口反米ト民費ト重テ其ノ五年ヨリ同九年迄五ヶ年間全国一般大藏省取納局迄二重取り致居候ノ判明シタルニ於テハ無據大隈殿甥上等裁判所檢事長杉本芳輝殿東西ニ奔走シ拒セガレタル事顯然シタリ由テ此上ハ大政大臣ニ條公エ直訴スルト決定シタル事ヲ恐レ賛成相成居候副鳴伯山口議官深江書記官其他江口ヲ專動スルト申シ振レ此ノ上ハ江口サへ禦ケバ農民トモハ説諭ニ順フト愚ヲ狂人ト云ナシ拘引シ大審院エ……(以下略)……

とあつて、地租改正後の農民負担が、従前より楽になるところか苦しくなつて、不満がつのり一揆寸前の騒ぎになつたようであるが、この時の農民集合とその後の県への願出や裁判へ持越されたという資料が、公文書の中には発見できなかった。

ともあれ、加地子処分と地租改正は、政府によって強行され、税率は明治十年に百分の三から百分の二・五と減じられたにもかかわらず小作人の負担は軽減されず、地主と小作人の間には封建的な物納地代が桎梏となつて、地主の手に土地集積がすすめられていくことになる。

## 二 明治後期・大正期—近代社会の展開

### (一) 地方制度の整備

#### 1 町村制の施行

明治十年(一八七七)の西南戦争の後、経済不況がうちつづかなかで、自由民権運動が激化し、ついに明治十四年になって、政府は来る二十三年(一八九〇)に国会開設の約束を余儀なくされた。

政府は、国会開設の約束と同時に、大隈重信らをはじめとする反政府派の追放(明治十四年の政変)を行い、一方では自由民権運動に対する弾圧を強め、その分裂をはかった。

また、地方行政に対しても統制を強め、国会開設に先立って、中央集権的支配体制の安定のために、地域社会に官僚統制を強化し、反体制運動の起こる基盤をなし崩して行った。

明治十七年(一八八四)、区町村会法の改正も、戸長を官選にかえ、町村会の議長を戸長と定め、町村費の滞納にたいして、国家権力による強制執行を行うことを定めており、町村は完全に、官僚の行政機構の末端とされたのである。